

# 第 7 部

## 東海地震等災害事前対策

第 1 編	東海地震事前対策	522
第 2 編	南海トラフ巨大地震の被害想定概要	570

# 第1編 東海地震事前対策

## 第1章 対策の考え方

### ※大田区地域防災計画（令和4年修正）における東海地震事前対策の取扱いについて

南海トラフ地震防災対策推進基本計画（令和元年5月31日付変更）（以下、変更後の基本計画という。）において、南海トラフ地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まっていると評価された場合に、地方公共団体等がとるべき防災対応をあらかじめ定めることが規定された。これを受けて気象庁では、令和元年5月31日より、「南海トラフ地震に関連する情報」の提供を開始し、東海地震の身に着目した従来の「東海地震に関連する情報」の発表は行わないこととした。

東京都地域防災計画震災編（令和元年修正）の第4部第5章「東海地震事前対策」では、「変更後の基本計画を別途定めるまでの間、気象庁が発表することとしていた『東海地震に関連する情報』を『南海トラフ地震に関連する情報』に読み替えた上で、本章の規定を基本として対応することとしている。

ついて、大田区地域防災計画（令和4年修正）の東海地震事前対策においても、東京都地域防災計画震災編（令和元年修正）に準拠し、「東海地震に関連する情報」を「南海トラフ地震に関連する情報」に読み替えた暫定的なものとして対応することとする。

#### ◆「南海トラフ地震に関連する情報」の種類及び発表条件

「南海トラフ地震に関連する情報」は、以下の2種類の情報名で発表。

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合</li> <li>・観測された異常な現象の調査結果を発表する場合</li> </ul>
南海トラフ地震関連解説情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・観測された異常な現象の調査結果を発表した後の推移等を発表する場合</li> <li>・「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く）</li> </ul> <p>※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連情報で発表する場合があります</p>

#### ◆「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件

情報名の後にキーワードを付記して「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」等の形で発表

キーワード	各キーワードを付記する条件
調査中	<p>次のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・監視領域内（※1）でマグニチュード6.8以上（※2）の地震（※3）が発生</li> <li>・1カ所以上のひずみ計での有意な変化（※）と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化（※4）が観測され、想定震源内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべり（※5）が発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測</li> </ul>

キーワード	各キーワードを付記する条件
	・その他、想定震源内域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
巨大地震警戒	・想定震源域内のプレート境界において、モーメント マグニチュード (※6) 8.0 以上の地震が発生したと評価した場合
巨大地震注意	・監視領域内において、モーメントマグニチュード 7.0 以上の地震 (※3) が発生したと評価した場合 (巨大地震警戒に該当する場合を除く。) ・想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
調査終了	・巨大地震警戒又は巨大地震注意のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

- ※1 南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの範囲
- ※2 モーメントマグニチュード 7.0 の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードで 6.8 以上の地震から調査を開始する。
- ※3 太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震を除く。
- ※4 気象庁では、ひずみ計で観測された地殻変動の変動量の大きさを異常レベルを 1～3 とし、異常監視を行っている。レベル値は数字が大きい程異常の程度が高いことを示し、平常時のデータのゆらぎの変化速度 (24 時間など、一定時間でのひずみ変化量) についての出現頻度に関する調査に基づき、観測点毎 (体積ひずみ計)、成分毎 (多成分ひずみ計) に設定されている。具体的には、
- レベル 1 : 平常時のデータのゆらぎの中の 1 年に 1～2 回現れる程度の値に設定
  - レベル 2 : レベル 1 の 1.5～1.8 倍に設定
  - レベル 3 : レベル 1 の 2 倍に設定
- 「有意な変化」とは上記、レベル 3 の変化を、「関係すると思われる変化」は上記の「有意な変化」と同時期に周辺の観測点で観測されたレベル 1 以上の変化を意味する。
- ※5 ひずみ観測において捉えられる、従来から観測されている短期的ゆっくりすべりとは異なる、プレート境界におけるゆっくりすべりを意味する。南海トラフのプレート境界深部 (30～40km) では数ヶ月から 1 年程度の間隔で、数日～1 週間程度かけてゆっくりとすべる現象が繰り返し発生しており、東海地域、紀伊半島、四国地方のひずみ計でこれらに伴う変化が観測されている。このような従来から観測されているものとは異なる場所でゆっくりすべりが観測された場合や、同じような場所であっても、変化の速さや規模が大きいなど発生様式が従来から観測されているものと異なるゆっくりすべりが観測された場合には、プレートの固着状況に変化があった可能性が考えられることから、南海トラフ地震との関連性についての調査を開始する。なお、数ヶ月から数年間継続するようなゆっくりすべり (長期的ゆっくりすべり) の場合はその変化速度が小さく、短期的にプレート境界の固着状態が変化するようなものではないことから、本ケースの対象としない。
- ※6 断層のずれの規模 (ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ) をもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対しても、その規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、このマグニチュードを求めるには若干時間を要するため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震情報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている。

## 第1節 策定の趣旨

昭和53年6月15日、大規模地震対策特別措置法が制定され、同年12月14日施行された。

この法律は、地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）の指定及び強化地域に係る地震観測体制の強化並びに警戒宣言に伴う地震防災応急対策の実施等を主な内容としている。

この法律に基づき、昭和54年8月7日「東海地震」（震源＝駿河湾沖、マグニチュード8程度）が発生した場合、木造建築物等に著しい被害を生ずる恐れのある震度6以上と予想される地域（6県167市町村）が「強化地域」として指定された。

その後、観測データの蓄積や新たな学術的知見等が得られたことから、的確な防災対策を講じるため、強化地域の見直しの検討が行われてきたが、平成14年4月24日に新たに東京都（一部）、三重県が加わり、市町村数も96市町村が追加され、8都県263市町村が「強化地域」として指定され、告示された。

一方、大田区の地域は、東海地震が発生した場合、震度5程度と予想されることから、強化地域として指定されなかったため、区は、大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災強化計画の策定及び地震防災応急対策の実施等は義務付けられていない。

しかし、震度5程度の揺れであっても、局地的にはかなりの被害が発生することが予想されるとともに、面積61.86平方キロメートルに約73万人が生活していることから、警戒宣言が発せられた場合における社会的混乱の発生が懸念されている。

このため、大田区防災会議は、東海地震の発生及び警戒宣言が発せられた場合に備えた対策をとることとし、「東海地震災害事前対策」を策定したものである。

## 第2節 基本的な考え方

本計画は、次の事項を基本に策定した。

- 1 警戒宣言が発せられた場合においても、都市機能は、極力平常どおり確保することを基本とし、その中で、警戒宣言・東海地震予知情報に伴う社会的混乱の発生防止、並びに東海地震の発生に伴う被害を最小限にとどめるための防災措置を講じていく。
- 2 本計画は、原則として、警戒宣言が発せられたときから、地震が発生又は警戒解除宣言が発せられるまでの間にとるべき措置を定めたものであるが、東海地震注意情報から警戒宣言が発せられるまでの間においても、混乱防止のための必要な対策を講じていく。
- 3 東海地震に係る予防対策は、本計画で定めるもののほか、大田区地域防災計画（震災編）の「災害予防計画」で、又、応急対策は、同計画の「災害応急対策計画」で対処する。
- 4 大田区の地域は、強化地域でないことから、大規模地震対策特別措置法が適用されないため、本計画の実施に関しては、行政指導又は協力要請で対応する。
- 5 本計画の策定にあたっては、次の事項に留意したが、今後の本計画の実施に際しても、十分配慮する。
  - (1) 警戒宣言が発せられた日及び翌日以降の対応措置は、特に区分しないことを原則としたが、学校、鉄道対策等の区分が必要な対策については、個別の対応をとる。
  - (2) 警戒宣言が発せられた時点から地震発生の可能性があるため、対策の優先度を配慮する。
  - (3) 区及び各防災関係機関並びに隣接区等と関連を有する対策については、事前に調整を図る。

### 第3節 前提条件

本計画策定にあたっては、次に掲げる前提条件をおいた。

- 1 東海地震が発生した場合、当区の予想は震度5弱（地域によっては5強）程度とされるが、本対応措置を図るうえにおいて、震度5強を予想震度とする。
- 2 震度5弱及び強地域における被害状況等の程度の詳細は、〔資料編 15-2 気象庁震度階級の解説〕のとおり。
- 3 警戒宣言が発せられる時刻は、原則として、最も混乱が予想される平日の昼間（午前10時～午後2時）と想定する。ただし、各機関において対策遂行上、特に考慮すべき時刻があれば、それにも対応するものとする。

### 第4節 警戒宣言発令まで

平成15年5月に決定された「東海地震対策大綱」により、中央防災会議は防災基本計画を見直し、東海地方に設置された「ひずみ計」による変化に沿った現象が観測されている場合には、発生 of 切迫性に応じて「調査情報」「注意情報」「予知情報」という3段階の地震情報を公表することとした。

#### 1 調査情報

東海地震注意報よりも低いレベルのもの、すなわち東海地域の観測データに異常が現れているが、東海地震の前兆現象の可能性について直ちに評価できない場合等に発表するもので、従前の観測情報に対応する。「ひずみ計」19か所のうち1か所で予兆の可能性のある異常を観測した場合に発信する。

#### 2 注意情報

これまでの観測情報はきわめてその幅が広く、いわゆる灰色情報であったため、これを2段階に分け、そのうち東海地震の前兆現象の可能性が高まったと認められた場合に発表されるもので、これを受け準備行動開始の意思決定等の対応がとられる。また、本情報の解除を伝える場合にも発表される。「ひずみ計」の異常が2か所に増えた段階で発信する。

#### 3 予知情報

「ひずみ計」の異常が3か所以上になった時点で「判定会」を開催し、判定会で「発生の可能性がある」と判定した段階で「予知情報」を発信する。

#### 4 警戒宣言

予知判定会から報告を受けた内閣総理大臣は警戒宣言を発令する。

## 第2章 事前の備え

### 第1節 態勢の整備

東海地震に係る地震予知型対応態勢について、区及び防災関係機関は既応の態勢に検討を加え、東海地震注意情報を受けた時からいつでも本計画に掲げる事務事業が円滑に実施できるようあらかじめ態勢の整備を行っておく。

機 関	内 容
区	<p>態勢の準備にあたっては次の事項を十分に考慮し、各部計画の見直し等必要な態勢の整備を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 正確かつ迅速な情報の周知 東海地震予知情報等について、各計画主体の機関相互間及び機関内部において、確実に情報が伝達されるようその経路及び方法を具体的に定める。 この場合において、勤務時間内及び勤務時間外等の時間帯に応じ、伝達が確実に行われるよう定める。</li> <li>2 防災関係機関等の相互連携 区防災関係機関相互に密接な連携をとりながら、全力をあげて実態に即応した効果的な措置を講ずる必要があるので各防災関係機関相互の協力体制を定める。</li> <li>3 各部計画の見直し 区災害対策本部各部においては、発災型対応のみならず、予知型対応についても検討を加え、実態に即応できるよう必要な各部計画の見直しを行う。</li> </ol>
警 察 署	<p>東海地震注意情報を受けた場合、本計画に掲げる業務が円滑に推進できるよう、平素から管内の実態把握に努めるとともに、関係機関と緊密な連携を図り、的確な情勢判断に基づき早期に警備態勢を確立する。また、区内の危険な場所、工作物及び建築物等についての情報交換、相互連絡について、防災関係機関と緊密な連携を保つように努める。</p>
東京海上保安部	<p>東海地震注意情報を受けた場合、本計画に掲げる業務が円滑に推進できるよう、日頃から関係機関と連絡を密にするとともに、次により協力体制の強化に努める。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 東京都及び東京都の臨海6区（中央区、港区、品川区、大田区、江東区、江戸川区）の各防災計画に参画する。</li> <li>2 東京港排出油等防除協議会及び台風・津波等対策委員会が東京海上保安部の地震災害対策に有効に機能するよう定期的な連絡会を開催する。</li> <li>3 東京海上保安部と日本赤十字社東京支部及び東京消防庁との業務協定に基づき相互協力体制の維持・強化に努める。</li> </ol> <p>地震災対対応策を総合的かつ効果的に実施するため、次により関係機関との連携強化を図る。</p>

機 関	内 容
東 京 消 防 庁	<p>事業所等に対し、警戒宣言発令時の対応措置に関して消防計画、予防規程及び事業所防災計画において、①防災体制の確立、②情報の収集伝達等、③安全対策面からの営業の方針、④出火防止及び初期消火、⑤危害防止等について検討し、定めておくよう指導する。</p> <p>警戒宣言時における迅速的確な防災体制の確立を図るため、次により訓練を行う。</p> <p>1 参加機関等</p> <p>(1) 消防団</p> <p>(2) 協定締結等の民間団体</p> <p>(3) 東京消防庁災害時支援ボランティア</p> <p>(4) その他関係機関</p> <p>2 訓練内容</p> <p>(1) 非常招集命令伝達訓練</p> <p>(2) 参集訓練</p> <p>(3) 初動処置訓練</p> <p>(4) 情報収集訓練</p> <p>(5) 通信運用訓練</p> <p>(6) 警防本部等運営訓練</p> <p>(7) 部隊編成訓練</p> <p>(8) 部隊運用訓練</p> <p>(9) 火災現場活動訓練</p> <p>(10) 救助救急訓練</p> <p>(11) その他必要と認める訓練</p> <p>3 実施回数及び場所</p> <p>必要に応じて実施するものとし、場所はその都度決定する。</p>
J R 東 日 本 東 急 電 鉄 (株) 東 京 モ ノ レ ー ル (株)	<p>東海地震注意情報を受けた場合、警戒宣言に伴う初期における対応措置に支障を来たさぬよう、情報連絡体制、要員の招集伝達、地震災害対策本部の設置及び活動態勢等、常に必要な防災態勢を整備しておくものとする。</p>
京 浜 急 行 電 鉄 (株)	<p>東海地震注意情報を受けた場合、警戒宣言に伴う初期における対応措置に支障を来たさぬよう、情報連絡体制、職員の非常招集、警戒本部の設置および活動態勢等、常に必要な防災態勢を整備しておくものとする。</p>

## 第2節 東海地震に備えた整備事業

地震による被害を未然に防止するための対策は、区地域防災計画（震災編）の災害予防計画に基づき実施している。そのため、ここでは地震の予知に基づく対策をとりあげる。

### 1 避難対象地区の選定等

警戒宣言が発せられても原則として避難の必要はないが、特に危険が予測されるがけ地等については、あらかじめ区において危険地域として避難対象地区の把握に努め、当該地区住民に対し、警戒宣言が発せられた場合の対応策についても検討しておく。

#### (1) 危険が予測される地区の把握

区は、区内のがけ地等について実情把握を行い、危険が予測される地区についてあらかじめ

把握に努める。

(選定基準)

ア 調査対象

区内のがけ擁壁で、危険度大・中のものと過去に崩壊歴のあったものの合計のうち、改善済み等を除いたものとする。

イ 該当がけ擁壁の選定

上記の調査対象のうち、次のことを除いたものを対象とする。

(ア) 現場状況から判断して安全と思われるもの。

(イ) 該当家屋のないもの。

(ウ) 改善済みのもの。

ウ 該当家屋の選定

上記がけ擁壁にある家屋のうち上下ともがけ擁壁の高さと同じ範囲にある家屋（但し、がけ下の鉄筋コンクリート造は除く）を対象とする。

(2) 避難者収容施設の指定

区は、被害を受けるおそれがあり、避難しなければならない者を一時的に収容し保護するためあらかじめ小中学校等の公共建物を指定しておく。

(3) 周知、伝達方法

避難を必要とする住民に対し、指定避難所を事前に周知するとともに、避難指示の際の伝達方法及び伝達事項について、あらかじめその広報体制を確立しておく。

## 2 広 報

地震予知を防災に正しく活かすため、平常時から警戒宣言の内容、大田区の予想震度、警戒宣言時にとられる防災措置の内容等を広報し、警戒宣言時の社会的混乱の防止と発災に伴う被害の軽減を図る。

(1) 広報の基本的流れは、①平時、②注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまで、③警戒宣言が発せられた時から発災までとし、特別区及び多摩地域については、地震の発生に備えて危険箇所点検、家具の転倒防止などの安全対策とともに民心安定のための広報活動を中心に行う。

(2) 実施事項

ア 東海地震についての教育、啓発及び指導

イ 東海地震に関する調査情報・注意情報についての広報

ウ 注意情報発表時から警戒宣言の発令、発災までの情報提供や防災措置・各種規制の内容の広報

エ 大田区の予測震度、被害程度、津波の高さ、津波の到達時間

オ 地震発生時の注意事項、特に出火防止、余震に関する注意事項の広報

カ 民心の安定のため警戒宣言時に防災機関が行う措置

キ 気象庁が東海地震注意情報の解除に係る情報を発表し、政府が東海地震の発生のおそれなくなったと認めた場合の準備体勢の解除を発表する広報  
主な例を示すと次のとおりである。

(ア) 帰宅ラッシュに伴う駅などの混乱防止のための広報

a 列車の運行計画および混乱発生時の規制内容

b 警戒宣言時の時差退社の協力及び優先乗車の方法

c その他防災上必要な事項

(イ) 道路交通の混乱防止のための広報

a 警戒宣言時の交通規制の内容



- b 自動車利用の自粛の呼びかけ
- c その他防災上必要な事項
- (ウ) 電話の輻輳（ふくそう）による混乱防止のための広報
  - a 警戒宣言時等の電話利用の自粛
  - b 回線の輻輳（ふくそう）と規制の内容
- (エ) 買い急ぎによる混乱防止のための広報
  - a 生活関連物資取扱店の営業
  - b 生活物資の流通状況と買い急ぎを控えてほしいこと。
- (オ) 預貯金引き出しなどによる混乱防止のための広報
  - 金融機関の営業状況及び急いで引き出しをする必要のないこと。
- (カ) その他の広報
  - 電気、ガス等の使用上の注意。
- (3) 広報手段
  - ア 広報車・パンフレット等による地域的・現場的広報により実施する。
  - イ インターネット等による速報的な広報
  - ウ テレビ・ラジオ・新聞等メディアによる広報
- (4) 広報の方法等
  - ア 印刷物による広報
    - チラシ・ポスター等、各種印刷物により防災知識の普及を図る。
  - イ 映画、スライド、イベントや講演会等による広報
    - 「東海地震対策」に関する映画やスライド等を作成するほか、防災展等のイベントや講演会の開催等を通じ、防災知識の普及を図る。
  - ウ 無線・広報車による広報
    - 広報車や同報無線による広報の他、地域の実情に応じた広報を行う。
  - エ インターネット等による広報
    - ホームページに速報情報を掲載し、混乱防止を図る。
  - オ テレビ、ラジオによる広報
    - 協定を締結しているケーブルテレビ会社の番組を通じて東海地震対策の内容の周知に努める。

## 第3章 注意情報発信時から警戒宣言が発せられるまでの対応措置

### 第1節 注意情報の伝達

注意情報が発信された場合、各防災機関は速やかに警戒宣言に備え、活動準備態勢に入る。このため、ここでは注意情報の伝達に関し必要な事項を定める。

#### 1 伝達系統

注意情報の伝達経路及び伝達方法

##### (1) 区における伝達系統図

[資料編 6-1 区における伝達系統図 参照]

##### (2) 都における伝達系統図

[資料編 6-3 都における伝達系統図 参照]

#### 2 伝達事項

(1) 区及び各防災関係機関は、注意情報を伝達する他、必要な活動態勢及び緊急措置をとることを合わせ伝達する。

(2) 判定会が開催され、その結果地震の発生につながらないと判定された場合は、その判定結果並びに活動態勢及び緊急措置を解除するよう速やかに伝達する。

### 第2節 活動態勢

注意情報を受けた場合、区及び防災関係機関は、災害対策本部等の設置準備のための必要な態勢をとるとともに、社会的混乱の発生に備え必要な防災体制をとる。

#### 1 区

機 関	内 容
区	<ol style="list-style-type: none"><li>1 大田区災害対策本部の設置準備 区は注意情報に接した場合、直ちに緊急連絡体制をとるとともに、大田区災害対策本部の設置準備に入る。</li><li>2 職員の配備態勢 第一次非常配備態勢とする。 この伝達は、前節に掲げる伝達系統による。 なお、夜間、休日等の勤務時間外において注意情報を受けた場合は、緊急非常配備態勢によるものとし、その後順次、第一次非常配備態勢へ移行するものとする。</li><li>3 注意情報が発信された時の所掌事務 区本部が設置された場合に準じて防災関係機関の協力を得て、次の所掌事務を行う。<ol style="list-style-type: none"><li>(1) 注意情報、その他防災上必要な情報の収集伝達</li><li>(2) 社会的混乱防止のための広報</li><li>(3) 都及び防災関係機関との連絡調整</li></ol></li></ol>

## 2 防災機関等

注意情報に接した場合、各防災機関は、次のとおり実情に応じた防災体制をとるものとする。

機 関	内 容
建設局 第二建設事務所	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害対策本部の設置準備 建設局災害対策本部から注意情報の連絡を受けた場合は、直ちに緊急連絡体制をとり、所災害対策本部の設置準備に入る。</li> <li>2 配備態勢 建設局災害対策本部の指令により配備態勢をとる。</li> </ol>
警察署	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 伝達、自主参集 注意情報を受理した場合は、直ちに勤務中の全職員に伝達するとともに、勤務外の職員について招集命令を伝達する。 また、注意情報を知った職員は自主参集する。</li> <li>2 警備本部の設置 注意情報を受理した時点で、現場警備本部を設置して、管内の警備事案に対処する。</li> </ol>
消防機関	<p>気象庁から、「東海地震に関連する調査情報」が発表された場合、平時の活動を継続しつつ、情報の監視を行う。</p> <p>都総務局から東海地震注意情報カラーレベル黄の通報を受けたとき、直ちに一斉通報、消防無線及びその他の手段により、庁内各部課、消防方面本部、消防署（分署・所）及び消防団に伝達する。</p> <p>注意情報を受けた場合は、震災警戒態勢を発令し、主に次の対策をとる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 全消防職員及び全消防団員の非常招集</li> <li>② 震災消防活動部隊の編成</li> <li>③ 関係防災機関への職員の派遣</li> <li>④ 救急医療情報の収集体制の強化</li> <li>⑤ 救助・救急資機（器）材の準備</li> <li>⑥ 情報受信体制の強化</li> <li>⑦ 高所見張員の派遣</li> <li>⑧ 出火防止、初期消火等の広報の準備</li> <li>⑨ その他消防活動上必要な情報の収集</li> </ol>
東京海上保安部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 職員の非常呼集 東海地震注意情報を入手したときは、全職員に伝達し非常呼集を行う。</li> <li>2 船艇の対応措置 東海地震注意情報を入手したときは運用区分に応じ必要な措置を講じる。</li> </ol>
NTT東日本	<p>注意情報を受けた場合、地震防災応急対策を効果的に実施するため次の各号に掲げる事項について、状況の把握及びこれに関する情報の収集を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 通信そ通状況及び利用制限措置状況並びに代替となる通信手段の確保状況</li> <li>2 所轄する事業部門及び地域等における地震防災応急対策の実施状況</li> <li>3 社員の確保及び避難の状況</li> <li>4 当該大規模地震に係わる情報及び社会情勢等</li> <li>5 その他地震防災応急対策実施上必要な情報又は要望事項等</li> </ol>
首都高速道路(株) 東東京管理局	<p>注意情報に接したときは、緊急体制をとり、あらかじめ指定された職員の参集を行い、災害対策本部を設置する。</p>

機 関	内 容
都交通局	1 態勢の整備 注意情報を受けた場合、交通局は災害対策本部の設置準備を行う。 2 職員への周知 注意情報を受けた場合、全職員に対して周知を図る。
JR東日本	1 注意情報を受けたときは、警戒態勢に準じた対策本部を設置し、次の措置をとる。 2 長距離列車の強化地域内への入り込みを禁止。 3 強化地域内では不要不急の旅行中止を案内する。
東急電鉄(株)	1 注意情報の認知と同時に地震災害対策本部の設置準備に入る。 2 要員の非常招集を指令する。
京浜急行電鉄(株)	1 東海地震注意情報が出された場合、警戒本部の設置準備に入る。 2 要員の非常招集を指令する。
東京モノレール(株)	注意情報を受けた場合、速やかにあらかじめ定める連絡系統により社内に伝達し、関係者は指定された場所へ出勤する。

### 第3節 混乱防止措置

#### 1 注意情報発信時から警戒宣言が発せられるまでの広報

注意情報は、東海地震の前兆現象の可能性が高まったと認められた場合に発表されるもので、住民の冷静な対応が望まれるところである。したがって、この時期の広報内容については、原則として、テレビ、ラジオ等により住民の冷静な対応を呼びかける広報を行う。

なお、各現場で混乱発生のおそれが予測される場合は、各防災機関において、必要な対応及び広報を行うとともに、関係機関へ通報し、関係機関は必要な情報等を区民に広報する。

#### 2 混乱防止措置

注意情報により混乱の発生の恐れがあるとき、または、混乱が発生した場合、これらの混乱等を防止するための各防災機関の対応は次のとおりである。

機 関	内 容
区	1 対応措置の内容 (1) 混乱防止に必要な情報の収集伝達 (2) 各防災機関等が実施する混乱防止措置の連絡調整及び実施の推進 (3) 区民等からの照会に対しては、正確な情報を提供し、住民の冷静な対応を喚起する。 (4) 施設利用者に対して職員は冷静な対応に努めるとともに、正確な情報を提供し、冷静な対応を要請する。 (5) その他必要事項 2 対応機関 各部署は、区本部が設置された場合に準じて、各防災機関の協力を得て対処する。
警 察 署	1 混乱が生じるおそれのある施設、場所等の管理者に対し、混乱防止のために必要な対策を講じるように必要な指導及び助言を行う。 2 混乱が生じるおそれのある施設、場所等に必要な部隊を配置して混乱防止を図るための措置をとるとともに、混乱が生じた場合は、交通規制、整理誘導等を行う。
東京海上保安部	1 注意情報の通報を受けたとき、船舶等に対し航行警報、安全通報及び巡視船艇により伝達するとともに、関係事業者に周知する。 なお、各放送機関との間で締結している「災害時における放送要請に関する覚書」により速やかに放送を依頼する。

機 関	内 容
	2 東京港における「台風・津波等対策検討委員会連絡系統」を通じ、電話等により関係者及び在港船舶に伝達する。 3 東京湾海上交通センター（神奈川県横浜市所在）において、港内及びその周辺に在泊する船舶に対し、国際VHF（16ch）156.8MHzにより周知する。 4 巡視船艇により適宜港内及びその周辺を巡回し、港内及びその付近に在泊する船舶に対して、拡声器、横断幕等により周知する。
都 交 通 局	注意情報を受けたときは、次により利用者に伝達し、冷静な対応を呼びかける。 なお、駅、列車内等で混乱発生のおそれが予測される場合は、必要な対応及び広報を行うとともに、関係機関へ通報し広報活動を依頼する。 (1) 注意情報 (2) 混乱防止のための協力要請 (3) 判定会の結論 (4) 警戒宣言時の運行方針等
J R 東 日 本	1 テレビ、ラジオ等の報道機関を通じ、列車の運転計画を広報する。 2 駅でのお客様案内要員の増強を図る。 3 お客様の安全と混乱防止のため、次の措置をとる。 (1) 状況に応じ適切な放送を行い、情報提供する。 (2) 駅ホームへの入場規制を行い、駅内の混乱防止を図る。
東 急 電 鉄 (株)	1 従業員は、冷静に旅客の応対に努めるとともに、状況に応じ旅客にわかりやすい内容の表現で放送し、混乱を起こさぬように努める。 2 状況により、改札規制及び入場制限等の措置を行う。 3 状況により、早期に警察官の派遣を要請し、極力混乱を防止する。
京 浜 急 行 電 鉄 (株)	1 列車の運行計画を広報するとともに、混乱防止の協力を依頼する。 2 状況により、改札規制及び入場制限等の措置を行う。 3 状況により、早期に警察官の派遣を要請し、極力混乱を防止する。
東 京 モ ノ レール (株)	1 駅構内及び車内における案内放送、立看板、掲示板に案内文を掲示し、混乱を起こさせないよう努める。 2 状況により、入場制限、改札規制を行う。 3 状況により、早期に警察官の派遣を要請し、混乱防止に努める。
N T T 東 日 本	注意情報が発令された場合、都民及び事業所等による疎通が集中的に発生し、電話が著しくかかりにくくなることが予想される。その際には、防災関係機関の重要な通信を確保することを基本に次により措置する。 1 防災関係機関等の非常、緊急扱い電話及び非常、緊急扱い電報は最優先に確保する。 2 電話が著しくかかりにくくなった場合、一般の通話の利用制限を行う。 3 一般の通話の利用制限を行った場合でも重要機関等及び街頭公衆電話からの通話は確保する。 4 災害用伝言ダイヤルの提供の準備を行う。

## 第4章 警戒宣言時の対応措置

### 第1節 活動態勢

#### 1 区の活動態勢

##### (1) 災害対策本部の設置

区長は、警戒宣言が発せられ、災害が発生する恐れがあると認められる場合は、災害対策基本法第23条の規定に基づき、災害対策本部（以下「本部」という。）を設置する。

##### (2) 本部の設置場所

本部は、区役所本庁舎5階庁議室に設置する。

##### (3) 本部の組織

本部の組織は、災害対策基本法、大田区災害対策本部条例及び同施行規則の定めるところによる。

##### (4) 本部の所掌事務

- ア 警戒宣言、地震予知情報及び各種情報の収集、伝達
- イ 社会的混乱の発生防止及び混乱回避策等の決定
- ウ 各種対応措置の実施等に関する決定
- エ 防災機関の業務に係る連絡調整
- オ 住民への情報提供

##### (5) 配備態勢

警戒宣言が発せられた場合における区本部要員の配備態勢は、大田区地域防災計画（震災編）第2部第2編第4章に定める計画に準じる。

##### (6) 配備職員

配備職員は、あらかじめ定められた計画に基づき配備につくとともに、各業務計画に基づき活動する。

#### 2 防災機関の活動態勢

機 関	内 容
都 交 通 局	1 職員への周知 東京都災害対策本部から警戒宣言発令の通報を受けた場合は、直ちに局内各部課及び各事業所の長に伝達し、周知を図る。 2 配備態勢 警戒宣言時における職員の配備態勢は、原則として別に定める「非常配備態勢別動員表」に基づいて、所定の勤務地で災害に備える。 3 交通局災害対策本部の設置 警戒宣言が発令されたときは、本局に交通局災害対策本部を設置する。
水道局南部支所（大森）	警戒宣言が発せられた場合は、直ちに、発災に備えて給水対策本部を設置する。各事業所は、直ちに地震発生に備えて情報連絡、広報、水道施設の点検を強化し、必要な保安措置等を講じるとともに、地震発生後の応急対策諸活動の準備を行う。
下 水 道 局 南 部 下 水 道 事 務 所	警戒宣言が発せられた場合は、直ちに各部所に伝達し、別に定める「非常配備態勢」により下水道施設の巡視点検・復旧などの応急態勢を確立し対処する。
東 京 港 建 設 事 務 所	東京港海岸保全施設操作規定等に基づき、警戒態勢をとる。
建 設 局 第 二 建 設 事 務 所	1 災害対策本部の設置 警戒宣言が発せられ、災害の発生が予想された場合は、所災害対策本部を設置する。 2 配備態勢 建設局災害対策本部の指令により配備態勢をとる。

機 関	内 容
警 察 署	警備本部の設置継続 警戒宣言が発せられた場合、引き続き現場警備本部を設置して、管内の警備事案に対処する。
消 防 機 関	消防職員及び消防団員の配備態勢は事前計画に基づき活動態勢の強化を図る。
国 土 交 通 省 関 東 地 方 整 備 局 東 京 国 道 事 務 所 品 川 出 張 所	1 警戒宣言が発せられたら、速やかに災害対策の体制を整える。 2 配備態勢は、あらかじめ策定された職務分担により対処するものとする。
東 京 海 上 保 安 部	警戒宣言が発令されたときは、東京地区地震災害対策室を設置し、地震災害事案の発生に対応する。
J R 東 日 本	警戒宣言が発令された場合は、対策本部を設置すると共に、あらかじめ定められた運行規制を行う。
首 都 高 速 道 路 株 東 東 京 管 理 局	警戒宣言が発令されたときは、非常体制をとり、速やかな役職員の参集、非常災害対策本部の設置をはじめ、緊急点検体制の確認、災害応急復旧用資機材等の確保等の必要な措置を講じ、災害発生に備える。
東 京 電 力 パ ワ ー グ リ ッ ド 株 品 川 支 社	1 非常災害対策支部の設置 警戒宣言が発せられた場合、速やかに非常災害対策支部を設置し、必要な指示命令を行う。 2 要員の確保 あらかじめ策定してある非常災害対策規程に基づく必要な要員を確保すると同時に、非常災害対策支部から、指定協力会社に態勢の整備を依頼するとともに、連絡を密にし、必要があれば直ちに応援を求める。
東 京 ガ ス 株	1 警戒宣言が発表された場合には、非常体制としての警戒態勢および臨時体制をとる。 2 人員の確保と配備 あらかじめ定められた動員計画に基づき、対策要員を確保し、警戒態勢を確立する。
東 急 電 鉄 株	1 警戒宣言が発せられた場合、地震災害対策本部を設置する。 2 本社及び現業機関等における防災対策の実施要員は、原則として、関係所属長が必要と認める態勢により対処するものとする。 3 関係自治体、警察署、消防署及び医療機関等との相互協力を密にする。
京 浜 急 行 電 鉄 株	1 警戒本部を設置する。 2 本社及び現業機関等における災害対策の実施要員は原則として、関係所属長が必要と認める要員により対処するものとする。 3 関係自治体、警察署、消防署及び医療機関等との相互協力を密にする。
東 京 モ ノ レ ー ル 株	1 警戒宣言が発せられた場合、災害対策本部を設置する。 2 防災組織の要員は、別に定める「運転事故処理手続」による。 3 関係自治体、警察署、消防署及び医療機関等との相互協力を密接に行う。

機 関	内 容
医 師 会	区災害対策本部より無線にて医師会災害対策本部に通報。 医師会は緊急時災害電話連絡網により各会員に通報活動態勢に入る。
大 田 建 設 協 会	区の要請に応じられるよう、あらかじめ定められた態勢により、災害時建設活動及び道路障害物除去活動の協力準備をする。

### 3 相互協力

区及び防災機関は、警戒宣言時等における防災活動が円滑に実施できるよう、平素から相互に十分協議し、あるいは資料、情報の交換等を行い、相互の協力体制を確立しておくとともに、警戒宣言が発せられ、単一の防災機関のみでは、十分な対応措置が行えない場合には、相互に協力しあつて的確に対応措置を実施し、社会的混乱の防止と被害の発生防止にあたる。

#### (1) 区から都への応援要請

区長から都知事に対して、対応措置に関する応援要請をするにあたっては、東京都地域防災計画震災編第5部東海地震災害事前対策に定めるところによるが、その概要は、次のとおりである。

都に対する要請は、総務局総合防災部防災対策課に対し、次に掲げる事項について、とりあえず口頭又は電話をもって要請し、後日あらためて文書により処理する。

- ア 災害の状況及び応援を求める理由
- イ 応援を希望する機関名
- ウ 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
- エ 応援を必要とする日時、期間
- オ 応援を必要とする場所
- カ 応援を必要とする活動内容
- キ その他必要な事項

#### (2) 防災機関への応援要請

区及び各防災関係機関において、他の防災機関に対して応援要請をするにあたっては、前号に準じて処理するものとする。

## 第2節 警戒宣言・予知情報等の伝達

### 1 警戒宣言・予知情報等の伝達

#### (1) 大田区関係計画

伝達系統及び伝達手段については、災害予警報・通報指示系統図を参照する。

[資料編 6-7 災害予警報・通報指示系統図 参照]

#### ア 伝達態勢

- (ア) 防災危機管理課は、警戒宣言及び予知情報等について、都総務局から通報を受けた時は、直ちに、伝達系統及び伝達手段により、その旨を伝達する。
- (イ) 区各部は、防災危機管理課から警戒宣言及び予知情報等の通報を受けた時は、所管業務上、特に伝達が必要な関係機関、施設等にその旨伝達する。
- (ウ) 防災危機管理課は、一般住民、事業所等に対して、警察、消防機関と連携をとりながら同報無線によるサイレン吹鳴及び音声にて、警戒宣言が発せられたことを伝達する。
- (エ) 区役所本庁舎、各地域庁舎、特別出張所等の区の施設には、目につく場所に警戒宣言が発せられた旨の看板を掲出する。

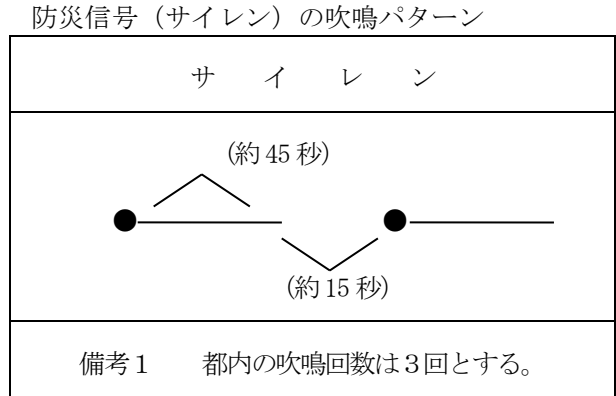
#### イ 伝達事項



警戒宣言が発せられた際に、伝達する事項は、次のとおりである。

- (ア) 防災信号（サイレン）の吹鳴
- (イ) 警戒宣言の内容
- (ウ) 予想震度
- (エ) 防災対策の実施の徹底
- (オ) その他特に必要な事項

なお、防災信号（サイレン）の吹鳴要領は次のとおりとする。



(2) 防災機関の伝達態勢

機 関	内 容
都 建 設 局 第二建設事務所	都総務局から警戒宣言及び予知情報等の通報を受けた時は、直ちにその旨を各課及び各工区（出張所）に有線及び無線電話等で伝達する。
都交通局	<p>1 警戒宣言発令等について、東京都災害対策本部から通報を受けたときの局内伝達系統            交通局災害対策本部→各部→各課→各管理所→各区→各係員</p> <p>2 旅客への伝達系統（地下高速電車関係）</p>
警 察 署	1 職員への伝達 警戒宣言の通報を受理した場合は、直ちに全職員に伝達する。

機 関	内 容
	<p>2 住民、運転者等への伝達 警察署、交番及び駐在所に看板等を設置し、備付けの放送装置を利用して情報を発信するほか、パトロールカー、白バイ、警備艇等の放送装置を利用して情報を発信する。</p>
消 防 機 関	<p>1 警戒宣言等の伝達</p> <p>(1) 伝達系統</p> <p>ア 消防職員及び消防団員に対する伝達方法</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <pre> graph LR     A[東京消防庁] -- "(消防電話)" --&gt; B[第二消防方面本部]     A -- "(消防無線)" --&gt; C[消防署(分署・所)]     B -- "(加入電話)" --&gt; D[消防団]     C -- "(その他)" --&gt; D             </pre> </div> <p>イ 一般住民に対する伝達系統及び伝達手段</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <pre> graph LR     A[消防署分署出張所] -- "(消防車等によるサイレン吹鳴)" --&gt; B[一般住民事業所]     A -- "(看板等)" --&gt; B             </pre> </div> <p>(2) 伝達態勢</p> <p>ア 東京消防庁から警戒宣言及び予知情報等の通報を受けた時は、直ちに消防無線及びその他の手段により、消防職員及び消防団員に伝達する。</p> <p>イ 各消防署(分署・所)は区に協力し、消防車両等所有車両のサイレン吹鳴による防災信号により、警戒宣言が発せられたことを住民に伝達する。</p> <p>2 避難誘導態勢</p> <p>津波の危険が予想される区域を管轄する消防署の活動態勢は、火災等の発生及び消防力の状況等を勘案し、震災消防活動に準じて活動</p> <p>(1) 避難の指示</p> <p>関係各署は、津波が発生した時、又は発生することが予想された場合で、人命危険が著しく切迫していると認められ、関係市町村に通報するいとまがない時は、災害状況及び消防力の余力に応じ、関係機関と連携し住民に避難指示を行う。この場合、直ちに関係区市町村長に通報する。</p> <p>(2) 避難誘導態勢</p> <p>ア 避難指示が出された場合には、関係消防署長は、津波の規模、襲来の状況及び消防部隊の運用状況を勘案し、必要な情報を関係区市町村等関係機関に通報する。</p> <p>イ 避難が開始された場合は、消防団及び関係機関と協力し避難誘導にあたる。</p>
東京海上保安部	<p>警戒宣言等の地震に関する情報の通報を受けた時は、直ちに各海事関係団体に伝達するとともに、次の周知活動を行う。</p> <p>1 港内及びその付近にある船舶に対して、巡視船艇により適宜港内及びその周辺海域を巡回し、拡声器、横断幕等により周知する。</p> <p>2 東京湾海上交通センター(神奈川県横浜市所在)において、港内及びその周辺海域に存泊する船舶に対し、無線電話(国際VHF)により放送周知する。</p> <p>3 第三管区海上保安本部警備救難部運用司令センターにおいて、航行船舶に対して安全通信により周知する。</p>

機 関	内 容
東急電鉄(株)	<p>1 伝達方法、伝達経路</p> <p>ア 伝達方法 指令電話及び列車無線等により伝達する。</p> <p>イ 伝達経路 (平日)</p> <pre> graph LR     A[東京都総務局] --&gt; B[運輸司令部]     B --&gt; C[運輸部]     C --&gt; D[所属事業所]     D --&gt; E[旅客]           </pre> <p>(夜間・休日)</p> <pre> graph LR     A[東京都総務局] --&gt; B[運輸司令部]     B --&gt; C[所属事業所]     C --&gt; D[旅客]           </pre>
京浜急行電鉄(株)	<p>1 伝達方法、伝達経路</p> <p>ア 伝達方法 司令電話及び列車無線等により伝達する。</p> <p>イ 伝達経路</p> <pre> graph LR     A[東京都総務局] --&gt; B[総合司令部]     B --&gt; C[所属事業所]     C --&gt; D[旅客]           </pre>
東京モノレール(株)	<p>1 伝達方法、伝達経路</p> <p>ア 伝達方法 指令電話、列車無線等により伝達する。</p> <p>イ 伝達経路</p> <pre> graph LR     A[東京都災害対策本部] --&gt; B[運転指令室]     B --&gt; C[運輸部]     C --&gt; D[所属事業所]     D --&gt; E[旅客]           </pre>

## 2 警戒宣言時の広報

警戒宣言が発せられた場合、地震発生に備えて、各種の防災措置が実施されるが、駅や道路での帰宅ラッシュや電話の異常輻輳などの混乱が起こるものと思われる。これらの混乱に対処するため、都においてもテレビ、ラジオ等による広報を実施するが、区及び各防災関係機関においても、適宜、的確な広報活動を実施する。

なお、各現場で混乱発生のおそれが予測される場合は、各防災関係機関において、必要な対応及び広報を実施するとともに、区災害対策本部及び必要な機関に対し、緊急連絡を行う。緊急連

絡を受けた区災害対策本部等は、相互に緊密な連絡をとりながら、混乱発生の防止に必要な情報をすみやかに広報し、区民等に冷静な行動を呼びかけ、協力を求める。

また、それが、広域にわたるおそれがある場合には、区災害対策本部は、その旨都災害対策本部に対し、緊急連絡を行う。

#### (1) 大田区の広報

##### ア 区民、事業所等に対する広報

区は、警戒宣言が発せられたときは、各防災関係機関と緊密な連絡のもとに、次の事項を中心として広報活動を実施する。なお、特に重要となる広報は、あらかじめ広報案文を定めておくものとする。

##### (ア) 広報項目

- a 警戒宣言が発せられたこと及びその内容について
- b テレビ、ラジオを通じての状況把握等の呼びかけについて
- c 火気の管理、水のくみ置き、家具等の転倒防止等、区民、事業所のとるべき防災措置について
- d 混乱発生防止のための冷静な行動呼びかけについて
- e 町の防災態勢の確立と地域防災活動の実施呼びかけについて
- f 地域の具体的状況に関する情報提供について

##### (イ) 広報の方法等

区防災行政無線局の固定系同報無線を活用するほか、広報車により広報活動を実施する。警戒宣言が発せられている間は、その旨も含め適宜繰り返し広報活動を実施する。

また、各防災関係機関から区に同報無線網を利用して、区民、事業所に対する防災措置広報の実施を要請された場合は、広報内容から優先順位を決め、可能な限り実施する。

##### イ 区施設利用者に対する広報

警戒宣言が発せられた旨の通知を受けた区の各施設は、あらかじめ定められている部計画に基づいて、施設利用者への旨伝達し、併せて施設利用のあり方、混乱発生防止等について協力を求めるものとする。

#### (2) 各防災機関の広報

機 関	内 容
交 通 局 大門駅務管区 五反田駅務区	1 旅客に対する情報の提供及び広報活動は、次により措置する。 (1) 警戒宣言発令及び報道関係の情報の内容を掲示及び放送により周知する。 (ア) 係員の指示に従い、冷静な行動をとるよう積極的に呼びかける (イ) 列車の運転状況、規制措置、誘導等 (ウ) 混乱防止に必要な広報活動
警 察 署	1 警戒宣言の内容 2 東京都内での予想震度 3 防災対策の実施の徹底 4 その他特に必要と認められる事項
東日本旅客鉄道(株) 東 京 支 社	警戒宣言が発令されたときは、お客様の混乱を防止するために、次の措置を行う 1 報道機関や掲示、ホームページを通じて列車の運転状況について広報する。 2 時差退社及び近距離通勤者の徒歩帰宅の協力呼びかけ。
東 急 電 鉄 (株)	防災関係機関及び報道機関に対し、列車の運行状況、時差退社の呼びかけ又は、駅の混雑状況を通報連絡し、協力あるいは、広報を要請して、帰宅ラッシュに伴う駅等の混乱を防止する。

機 関	内 容
京浜急行電鉄(株)	報道機関に対し、列車の運行状況、旅客の混雑状況等運転状況を提供し、旅客に対する時差退社、近距離旅客の徒歩移行などの呼びかけを要請する。
東京モノレール(株)	防災関係機関、報道機関に対し、列車の運行状況、旅客の混雑状況等を通報し、時差退社や混乱防止の呼びかけを要請する。

### (3) 区民の照会に対する対応措置

警戒宣言が発せられたことを知った区民、事業所からの東海地震に係る各種の照会に対して、区及び防災関係機関は、対応窓口を設定し、冷静かつ的確に事実に基づいて対応し、併せて、区民、事業所のとるべき措置について徹底し、協力を求める。

#### ア 区における対応措置

##### (ア) 本庁舎における対応

電話による照会を含めて、広聴広報課において対応する。電話回線が輻輳する場合は、本庁舎5階に開設する指定電話を活用する。対応が困難な照会事項は、区災害対策本部の指示を求める。

##### (イ) 出先施設における対応

各施設に照会があったものは、各施設において、知り得た事実に限って対応するものとし、憶測による対応を避け、疑問事項は区災害対策本部に照会のうえ対応する。

### (4) 報道機関への発表

警戒宣言には、都において、住民、事業所等が社会的混乱の防止と地震に備えての措置がとれることを目的として、報道機関に対して、各種情報の提供が行われることになっている。

区における警戒宣言時の対応、区の地域の状況等に対する情報は、逐一、都に報告することになるので、一般的事項は、都からの発表によるが、区における報道機関への発表や対応は、次のようになる。

ア 区災害対策本部の報道機関に対する窓口は、広聴広報課とする。

イ 区から報道機関への発表は、区災害対策本部長の指示に基づいて広聴広報課長が行う。

ウ 都から発表された情報について、報道機関からの照会情報の逆提供等が考えられ、これらについては区災害対策本部長室と密接な連絡をとり対処する。

## 第3節 消防・水防・危険物対策

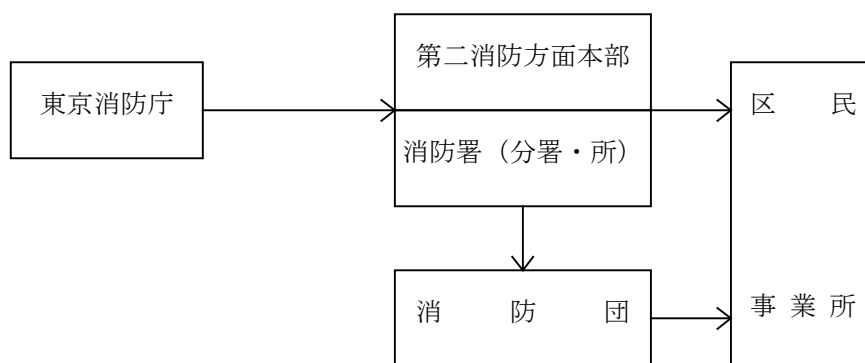
### 1 消防対策（消防機関）

#### (1) 活動体制

注意情報発表時から引き続き震災警戒態勢下にある場合、主に次の対策をとる。

- ① 全消防職員及び全消防団員の非常招集
- ② 震災消防活動部隊の編成
- ③ 関係防災機関への職員の派遣
- ④ 救急医療情報の収集体制の強化
- ⑤ 救助・救急資機（器）材の準備
- ⑥ 情報受信体制の強化
- ⑦ 高所見張員の派遣
- ⑧ 出火防止、初期消火等の広報の準備
- ⑨ その他消防活動上必要な情報の収集

## (2) 情報連絡体制の確立



(伝達方法)

サイレン・広報車等により、他の防災機関と協力し情報等を伝達する。

## (3) 消防対策及び危険物対策

- ア 震災消防部隊の編成強化を行う。
- イ 区民、事業所に対して必要な呼びかけ広報を行う。
- ウ 危険物施設に対して、操業の制限等の必要な措置について指導する。
- エ 都総務局及び当庁震災警戒本部からの情報に基づき、地震による津波の発生するおそれがあるときは、住民に周知を図る。
- オ 地震津波の危険が予想される区域を管轄する消防署は、震災消防活動の体制を準用する。

### (ア) 避難の指示

関係消防署長は、津波が発生したとき、または発生することが予想された場合で、人命危険が著しく切迫していると認められるときは住民に避難指示を行う。この場合、ただちに区長に通報する。

### (イ) 避難誘導體制

避難指示が出された場合には、関係消防署長は、津波の規模、来襲の状況及び消防部隊の運用状況を勘案し、最も安全と思われる避難方法（避難先、経路など）に関する情報を区、警視庁等関係機関に通報する。

避難が開始された場合は、消防団員等と連携し避難誘導に当たる。

## (4) 区民（事業所）に対するよびかけ

### ア 区民に対するよびかけ

#### (ア) 情報の把握

テレビ、ラジオや消防、警察、区からの情報に注意

#### (イ) 出火防止

火気器具類の使用の制限、周囲の整理・整頓確認及び危険物類の安全確認

#### (ウ) 初期消火

消火器、消火用水等の確認

#### (エ) 危害防止

家具類、ガラス等の安全確保、ブロック塀、門柱、看板等の倒壊、落下防止措置

### イ 事業所に対するよびかけ

警戒宣言時は、事業所に対して、事業所間における通信連絡手段を活用し、消防計画等にあらかじめ定められている警戒宣言発令時の対応処置に基づき、速やかに対応を図るようよびかけを行う。

- (ア) 防災体制の確立
  - 自衛消防組織の編成、防災要員の配備
- (イ) 情報の収集伝達等
  - 顧客、従業員等に対する迅速正確な情報の提供
  - 百貨店等の不特定多数の者を収容する施設に対する混乱の防止
  - 顧客、従業員等に対する安全の確保
- (ウ) 営業の自粛及び退社等
  - 百貨店、映画館、観覧場等の不特定多数の者を収容する施設に対する営業の自粛
  - 近距離通勤者に対する徒歩帰宅
- (エ) 出火防止及び初期消火
  - 火気使用設備器具の使用制限
  - 危険物・薬品等の安全措置
  - 消防用設備等の点検
  - 初期消火体制の確保

## 2 水防対策

機 関	内 容																
大田区 都市基盤整備部	1 堤防護岸の点検 危険箇所の点検・パトロールを行う。 2 水門等の施設の点検及び操作の準備 水門、排水場等の施設の操作に備え、点検整備を行うとともに緊急用車両の確保を図る。 水門等施設配置要員計画表 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">施 設 名</th> <th style="text-align: center;">配 置 要 員</th> <th style="text-align: center;">施 設 名</th> <th style="text-align: center;">配 置 要 員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">六 郷 水 門</td> <td style="text-align: center;">地域基盤整備第二課 蒲田地域職員</td> <td style="text-align: center;">貴 船 水 門</td> <td style="text-align: center;">都・港湾局管理</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">内 川 水 門</td> <td style="text-align: center;">地域基盤整備第一課 大森地域職員</td> <td style="text-align: center;">北 前 堀 水 門</td> <td style="text-align: center;">〃</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">呑 川 水 門</td> <td style="text-align: center;">都・港湾局管理</td> <td style="text-align: center;">南 前 堀 水 門</td> <td style="text-align: center;">〃</td> </tr> </tbody> </table> *その他の水門等の施設についても緊急点検を行う。 3 水防資器材の点検整備等 備蓄資器材の点検整備を定期的に行うとともに緊急時に即応できるように、要員の配置及び緊急輸送用車両の確保を図る。	施 設 名	配 置 要 員	施 設 名	配 置 要 員	六 郷 水 門	地域基盤整備第二課 蒲田地域職員	貴 船 水 門	都・港湾局管理	内 川 水 門	地域基盤整備第一課 大森地域職員	北 前 堀 水 門	〃	呑 川 水 門	都・港湾局管理	南 前 堀 水 門	〃
施 設 名	配 置 要 員	施 設 名	配 置 要 員														
六 郷 水 門	地域基盤整備第二課 蒲田地域職員	貴 船 水 門	都・港湾局管理														
内 川 水 門	地域基盤整備第一課 大森地域職員	北 前 堀 水 門	〃														
呑 川 水 門	都・港湾局管理	南 前 堀 水 門	〃														
東京港建設事務所	1 水門等の施設の点検 水門、陸閘、逆流防止扉等の施設の操作に備え、要員の配置を行うとともに施設の点検整備を行う。 2 水防資器材の点検整備 水防資器材については、水門、水防倉庫に備えておき、定期的に点検整備を行っておく。																
都 建 設 局 第二建設事務所	1 備蓄資器材の点検整備を行う。 2 所水防計画に基づき水防作業に対する技術援助態勢及び資器材緊急輸送の車両等の確保を図る。																

機 関	内 容
国 土 交 通 省 京 浜 河 川 事 務 所 田 園 調 布 出 張 所	<p>管轄区間の河川について次のような措置をとる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 水防資器材等の把握 危険箇所等の状況及び水防活動に必要な資器材等の把握につとめるなど、水防業務の万全を期する。</li> <li>2 河川管理施設等の状況把握 河川管理施設の緊急状況把握を行う。また、状況把握中において、許可工作物の異常が発見された場合は管理者へ連絡を行う。</li> <li>3 水門等操作に必要な準備 水門、閘門、樋管等の内水排除施設等については、操作規則等の定めるところにより操作に必要な準備及び操作を行う。</li> <li>4 工事中の所管施設に関する対策 工事中の箇所については、原則として工事中断の措置をとり、安全確保を図るものとする。</li> <li>5 資機材等の輸送体制の準備 発災後の緊急輸送に備えて資機材、人員等の輸送体制の確認を行う。</li> </ol>
東 京 海 上 保 安 部	<p>東京港内に所在する船舶代理店、油保管施設等の管理者、漁業関係者、海洋レジャー関係者等に警戒宣言を伝達するとともに次の勧告を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 在泊船等に対する避難勧告</li> <li>(2) 荷役船舶に対する荷役中止勧告</li> <li>(3) 工事・作業等の中止勧告</li> </ol>

### 3 危険物対策

機 関	内 容
消 防 署	<p>警戒宣言時の指導事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 石油類等危険物の取扱い施設 予防規程又は事業所防災計画に基づき対応を図るほか、災害防止の観点から次の応急措置について検討・実施するよう指導する。             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 操業の停止又は制限</li> <li>(2) 流出拡散防止資器材等の点検、配置</li> <li>(3) 緊急しゃ断装置等の点検、確認</li> <li>(4) 火気使用の中止又は制限</li> <li>(5) 消防用設備等の点検確認</li> </ol> </li> <li>2 化学薬品等取扱施設 学校、病院、研究所等の事業所に対して、消防計画により対応を図るほか、災害防止の観点から次の応急措置について検討・実施するよう指導する。             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 転倒、落下、流出拡散防止等の措置</li> <li>(2) 引火又は混合混触等による出火防止措置</li> <li>(3) 化学薬品等取扱の中止又は制限</li> <li>(4) 火気使用の中止又は制限</li> <li>(5) 消防用設備等の点検、確認</li> </ol> </li> <li>3 危険物輸送 消防法に定める危険物を運搬する車両及びタンクローリーを所有する事業所等に対し、災害防止の観点から次の応急措置を検討・実施するよう指導する。             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 出荷、受入れの停止又は制限</li> <li>(2) 輸送途中車両における措置の徹底</li> </ol> </li> </ol>



機 関	内 容
警 察 署	危険物に係る被害の発生を防止するために、危険物の保管場所等の管理者に対し、自主警備態勢の強化、安全設備の点検及び保全並びに危険物の安全管理を徹底するように指導する。
東京海上保安部	港内における船舶交通の安全を図るため、港内の船舶に対し荷役の中止及び港外又は湾外への避難を勧告する。

## 第4節 警備・交通対策

### 1 警備対策

機 関	内 容
警 察 署	1 部隊配備 日常業務処理のほか、正確な関係情報を収集し、各駅、主要幹線、交差点その他混乱が予想される場所の実態把握に努め、混乱防止のため必要に応じ部隊を配備する。 2 治安維持活動 (1) 住民に与える不安要素の解消に努め、不法事案の予防及び取締りを実施する。 (2) 民間防犯組織の活動に対する指導と協力要請を行う。
東京海上保安部	第2部第2編第7章<応急対策>第4節「警備対策」による。

### 2 交通対策

道路交通の混乱及び交通事故の発生を防止し、防災関係機関が実施する地震防災応急対策に伴う緊急輸送車両（大震法第24条に規定する緊急輸送を行う車両。）の円滑な通行を図るとともに、東海地震が発生した場合の交通対策を迅速に行うために、東京都内の車両の通行をできる限り制限することを基本とする。

運転者のとるべき措置として、次の点の積極的な広報活動を行い、周知徹底を図る。

#### (1) 走行中の車両

- ア 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、慌てることなく低速で走行すること。
- イ カーラジオ等で、地震情報、交通情報等を継続して聴取し、その情報に応じて行動すること。
- ウ 目的地に到着後は、車両を使用しないこと。
- エ バス、タクシーその他社会生活上走行することがやむを得ないと認められる車両は、本計画、事業所防災計画等においてあらかじめ定められた計画に従って、安全な方法で走行すること。
- オ 危険物を運搬中の車両は、法令等で定められている安全対策を速やかに実行すること。
- カ 現場の警察官の指示に従うこと。

#### (2) 駐車中の車両

- ア 道路外に駐車中の車両は、警戒宣言が発せられた後は、原則として使用しないこと。
- イ 道路上に駐車中の車両は、速やかに道路外に移動すること。
- ウ やむを得ずそのまま道路上に継続して駐車する場合は、交差点を避け、道路の左側端に寄せて停車し、エンジンを止めた後、エンジンキーは付けたままにすること。また、窓を閉めて、ドア・ロックはしないこと。併せて、貴重品を車内に残さないこと。
- エ 警戒宣言が発せられた後は、避難のために車両を使用しないこと。

#### (3) 警戒宣言時の交通規制

警戒宣言が発せられた場合の交通規制は、次のとおりとする。

- ア 都県境における交通規制

- (ア) 神奈川県又は山梨県との都県境においては、都外へ流出する車両の通行については原則として制限を行い、都内に流入する車両の通行については混乱が生じない限り制限を行わない。
- (イ) 埼玉県又は千葉県との都県境においては、都内に流入する車両の通行についてはできる限り抑制し、都外へ流出する車両の通行については制限を行わない。
- イ 環状7号線内側区域の道路における交通規制
  - 環状7号線から都心方向へ流入する車両の通行は、できる限り制限する。
- ウ 首都高速道路等における交通規制
  - (ア) 状況により車両の流入を制限する。
  - (イ) 都県境における規制については、前記アの規定による。
- エ 交通規制の見直し
  - 状況に応じて、交通規制の見直しを行う。

### 3 道路管理者等のとるべき措置

機 関	内 容
大田区 都市基盤整備部	1 危険箇所の点検 警戒宣言が発せられた際には、避難道路、緊急道路等を重点に、地震発生時に緊急車両等の通行の障害となるおそれがある道路、橋りょうの点検、パトロールを強化する。 2 工事中の道路についての安全対策 緊急時に即応できるように、原則として工事を中止し、安全対策を確立し緊急車両等の円滑な通行を確保し、併せて所轄警察署との連絡を強化し万全の措置を講ずる。 3 道路障害物除去の準備 警戒宣言が発せられた際には、災害時の道路障害物除去等応急対策活動が円滑に実施できるよう準備する。
都 建 設 局 第二建設事務所	1 危険箇所の点検 警戒宣言が発せられた際には、緊急輸送道路等を重点に、交通の障害となるおそれのある道路の損傷等について緊急特別点検を実施する。 2 工事中の道路についての安全対策 緊急時に即応できるように、原則として工事を中止して、安全対策を確立し、緊急車両等の円滑な通行を確保する。
東京国道事務所 品川出張所	管理する都内の国道については、次のような措置をとる。 1 警戒宣言が発せられた場合、その内容を考慮し被災が予想される地域にあつては、パトロールカーを適切な位置に配置し、重点箇所等の道路状況の把握に努める。 2 地震発生の危険にかんがみ、工事中の箇所については、原則として工事中断の措置をとるものとし、この措置を行うことに伴い必要な補強、落下防止等の保全処置を講ずる。
首都高速道路(株) 東東京管理局	警戒宣言が発令されたときは、次の対策を行う。 1 道路パトロール等により道路状況及び道路施設の点検を行うとともに、必要に応じ、占用許可を与えた者に対し、占用物件の整備等の必要な要請を行う。また、有事に備え長大橋、トンネル等の大規模構造物には、事前にパトロールカーを配備する。 2 警察が実施する交通規制に協力するとともに、規制状況等について必要な広報をお客様に対して行う。 3 無線設備、路面排水設備、非常用電源設備及びトンネル防災設備の点検を行う。 4 工事中の構造物、建築物等については、安全管理を徹底し、工事中の箇所については、工事中断の措置をとり、必要となる補強その他の保全措置に努める。また、隣接施設等に対し被害が波及することのないよう安全上必要な措置を講ずる。

## 第5節 公共輸送対策

### 1 鉄道対策

#### (1) 運行対策

##### ア 列車運行措置

機 関	内 容															
都 交 通 局 大門駅務管区 五反田駅務区	<p>(1) 警戒宣言が発令された当日            警戒宣言が発令されたときは、現行ダイヤを使用し、減速運転を行う。なお、これに伴う列車の遅延については、運転整理により対応するため、一部列車の間引きを余儀なくされるので、輸送力は平常より減少する。</p> <p>(2) 翌日以降            各線別に、地震ダイヤにより減速運転を行う。            なお、地震ダイヤでは、一部列車の運転中止等を考慮するので、輸送力は平常ダイヤより減少する。</p> <p>(3) 列車の運転中止            混乱の防止に努めても、なお、旅客の協力が得られず駅等で混乱が発生した場合は、人命の安全確保の見地から、やむを得ず運転を中止することがある。</p>															
J R 東 日 本	<p>警戒宣言が発令されたときの列車の運転規制は、次によるものとする。</p> <p>1 強化地域内</p> <p>(1) 当該地域内を運転中の列車は、原則として地域防災上安全な最寄り駅又は駅付近の安全な箇所に停止させる。</p> <p>(2) 根府川駅には、地震防災対策上、列車の停止を禁止する。</p> <p>2 域外影響圏</p> <p>(1) 強化地域内へ進入する列車は原則として規制する。</p> <p>(2) 当該地域内を運転する列車の運転速度は、あらかじめ定めるところによる。</p> <p>(3) 当該地域内のうち、下記及び別図-4に定める区間を運転中の列車は、前号に定める強化地域の列車運転取扱方に準ずるものとする。</p> <p>警戒宣言発令時における強化地域内の運転取扱に準ずる線区及び区間</p> <table border="1" data-bbox="587 1444 1310 1709"> <thead> <tr> <th>線 区</th> <th>区 間</th> <th>記 事</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東海道</td> <td>藤沢 ～ 茅ヶ崎 間</td> <td>折返し設備上</td> </tr> <tr> <td>中 央</td> <td>高尾 ～ 上野原 間</td> <td>折返し設備上</td> </tr> <tr> <td>相 模</td> <td>厚木 ～ 橋 本 間</td> <td>構造物耐震上</td> </tr> <tr> <td>青 梅</td> <td>青梅 ～ 奥多摩 間</td> <td>構造物耐震上</td> </tr> </tbody> </table>	線 区	区 間	記 事	東海道	藤沢 ～ 茅ヶ崎 間	折返し設備上	中 央	高尾 ～ 上野原 間	折返し設備上	相 模	厚木 ～ 橋 本 間	構造物耐震上	青 梅	青梅 ～ 奥多摩 間	構造物耐震上
線 区	区 間	記 事														
東海道	藤沢 ～ 茅ヶ崎 間	折返し設備上														
中 央	高尾 ～ 上野原 間	折返し設備上														
相 模	厚木 ～ 橋 本 間	構造物耐震上														
青 梅	青梅 ～ 奥多摩 間	構造物耐震上														
東京急行電鉄(株) 京浜急行電鉄(株)	<p>1 警戒宣言当日            警戒宣言が発せられたときは、現行ダイヤを使用し、減速運転を行う。            なお、これに伴う列車の遅延は、運転整理により対応するため、一部列車の間引き運転等を生ずるので、輸送力は平常ダイヤより減少する。</p> <p>2 翌日以降            減速運転を行う。なお、一部列車の運転中止等を考慮するので、輸送力は平常ダイヤよりかなり減少する。</p>															

東京モノレール(株)	<p>警戒宣言発令日</p> <p>警戒宣言が発せられたときは、現行ダイヤを使用し、減速運転を行う。</p> <p>これに伴う列車の遅延は、運転整理により対応するため、一部列車の間引き運転等があり、輸送力は平常ダイヤより減少する。</p>
------------	---

イ 主要駅の対応措置

機 関	内 容
<p>都 交 通 局 大門駅務管区 五反田駅務区</p>	<p>1 警備対策</p> <p>(1) 総指揮者を駅務管理所長、駅指導者を駅務区長又は駅務助役とし、連絡班、整備誘導班、救護班を各駅の係員により編成し任務分担を明確にする。</p> <p>なお、状況により、警備要員の増強が必要なときは、管理所警戒本部に応援要員を要請する。</p> <p>(2) 旅客の混乱が予想される場合は、警察官の応援を要請し、警備体制を強化する。</p> <p>2 旅客対策</p> <p>(1) 規制措置の実施</p> <p>主要駅において特に混乱が予想される場合は、必要に応じて、整列場所の指定を行うとともに、出入口止め、改札止め、階段止め等の入場制限を実施する。</p> <p>また、状況を判断して旅客のう回誘導、一方通行等を実施する。</p> <p>(2) 誘導案内</p> <p>旅客の誘導は、努めて過剰な対応は避け、放送装置、メガホン等を使用して旅客に冷静な行動を呼びかける。また、案内放送は、その状況に応じた内容を繰り返し放送し、旅客の混乱防止に努める。</p>

機 関	内 容
J R 東日本	<p>1 旅客対策</p> <p>(1) 警戒宣言が発令されたときの駅舎内及び列車内等における旅客の取扱い及び救護は次による。</p> <p>駅舎内のお客様及び駅に停止した列車内のお客様については、駅舎内又は、車内放送、掲示等により警戒宣言の内容を伝達し、社員の指示に従うように案内する。</p> <p>(2) 駅長は、常備している応急医療品を定期的に整備点検するとともに救護を要するお客様に対して応急措置が可能な体制を整えておくものとする。</p> <p>2 警備対策</p> <p>(1) 駅舎内及び列車内等、J R 東日本の保護下にある旅客の安全確保、秩序の維持を図るため列車の停止状況、お客様の待機状況を勘案のうえ、関係職員を配備し警戒を強化するものとする。</p> <p>(2) 混乱の防止等、警戒要員の増強が必要な場合は、警戒本部長に応援員の派遣方を要請するものとする。</p> <p>(3) 避難旅客の混乱、盗難等の防止について、必要により警察官の応援を要請するものとする。</p> <p>(4) 踏切における秩序維持について、社員を派遣する等の対策を講ずるとともに必要により警察官の応援を要請するものとする。</p> <p>3 避難対策</p> <p>(1) 輸送指令は、東海地震予知情報等により、津波の発生が予想される場合の列車の運転規制を次により行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該地域に進入する列車は抑止する。</li> <li>・当該地域を運転中の列車は、安全を確認のうえ速やかに通過させる。ただし、当該地域を通過するために長時間を要するときは、最寄り駅に抑止、旅客を待避させるものとする。</li> </ul> <p>(2) がけ地崩壊危険地域等には列車を抑止させない。また、この地域にある駅等の旅客をあらかじめ定めた避難箇所に避難させるものとする。</p> <p>4 緊急輸送</p> <p>警戒宣言が発せられた場合の地震防災応急対策の実施に必要な要員、資材及び機器等の緊急輸送は、緊急輸送用自動車によるほか、必要によりヘリコプターの活用をはかるものとする。</p> <p>5 発災後に備えた人員等の配備手配</p> <p>(1) 災害復旧に係る関係各長は、関係社員を非常参集する等、発災後に備えた体制を整えるものとする。</p> <p>(2) 関係各長は、関係業者に復旧要員の待機を依頼するとともに、その員数の把握につとめるものとする。</p>
東急電鉄(株) 京浜急行電鉄(株)	<p>1 適切な放送を実施して、旅客の鎮静化に努める。</p> <p>2 状況により、階段止め、改札止め等、入場制限を実施するとともに、旅客のう回誘導一方通行等を早目に行う。</p> <p>3 状況により、警察官の応援を要請する。</p>
東京モノレール(株)	<p>1 適切な放送を実施して、旅客の鎮静化に努める。</p> <p>2 状況により改札止め等入場制限を実施するとともに、旅客のう回誘導、一方通行等を行う。</p> <p>3 状況により、警察官の応援を要請する。</p>

## ウ 主要駅等の警備

警察署は次により主要駅等の警備にあたる。

### (ア) 部隊の配備

鉄道機関等と緊密な連携を図り、あらゆる手段を用いて正確な情報収集に努め、混乱が予想されるＪＲ、私鉄の各駅及び混乱が発生した駅等に必要に応じ部隊を配備する。

### (イ) 混乱防止

混乱防止のための広報を行うとともに、状況により入場規制、乗客の整備誘導及び不法事案の予防取締りを実施する。

## エ 乗客集中防止対策

警戒宣言が発せられた場合、乗客が一度に駅に集中し、大混乱による被害が発生することが予想されるとともに、列車の運行に支障を及ぼすことが考えられることから、平常時から各事業所に対して、従業員を退社させる場合は、時差退社の徹底及び近距離通勤者の徒歩帰宅について指導する。

## オ 列車運転中止措置

鉄道機関をはじめ、防災関係機関等は、一致協力し前記措置をとり、列車運行の確保に努めるものであるが、万一都民及び事業所の協力が得られず、駅等で混乱が発生し、人命に危険を及ぼす恐れが生じた場合及び踏切支障等が発生した場合は、各鉄道機関はやむを得ず列車の運転を中止する場合がある。

## (2) その他の措置

### ア 乗車券について次の措置をとる。

(ア) 強化地域内着発通過となる乗車券類は発売を停止する。

(イ) 状況により、警戒本部長の承認を受けて、すべての乗車券類の発売を中止する。

### イ 発災に備える対応措置

(ア) 発災時における危険が予想される建物等は、柵、ロープ等で区画し、立入禁止に必要な掲示を行う。

(イ) 貨物エレベーター、ボイラー等の機械類は、安全な状態で停止措置をとるとともに、必要な掲示を行う。

(ウ) 作業実施中の場合は、列車の運行や旅客公衆の安全確保のため、所要の安全措置を施したうえ作業を中断するものとする。

(エ) 工事現場においては、列車の運行や旅客公衆の安全確保のため、必要により仮設物等の撤去又は補強を行ったうえ工事を中止する。

(オ) 給油設備箇所においては、給油を中止する。

(カ) 関係各長は復旧用資材・機器の所在、数量等を確認するとともに、あらかじめ関係業者の手持ちの資材、機器についてもその数量、所在の把握を依頼する。

## ウ 長距離旅客等の対応措置

強化地域を運行する特急列車等各列車は運転を中止するので、発駅まで無賃送還の取扱いとする。

## 2 バス、タクシー等対策

### (1) 情報伝達

乗務員は、防災信号（サイレン）、ラジオ及び警察官から警戒宣言が発せられたことを知ったときは、直ちに旅客に伝達する。

### (2) 運行措置

#### ア 路線バス

機 関	内 容
東急バス(株) 京 浜 急 行 バ ス (株) 都 営 バ ス	1 運行方針 防災関係機関の協力のもとに、地域の実情に応じた可能な限りの運行を行う。 2 運行計画 (1) 警戒宣言が発せられたときは、減速（一般道路 20km/h 以下、高速道路 40km/h 以下）を行う。 (2) 減速走行及び交通渋滞等により、ダイヤが遅延した場合、その状況に応じて運行本数削減の措置をとる。 (3) 危険箇所等を通る路線については、運転中止、折返し、う回等事故防止のため適切な措置をとる。 (4) 翌日以降については、上記（1）～（3）により運行するが、交通状況の変化等に応じた措置をとる。 (5) 道路交通の混乱や旅客の集中による混乱等により運行が困難となった場合は、運行を中止する場合がある。

#### イ タクシー・ハイヤー

都計画により、次のとおり運行措置がとられることになっている。

機 関	一般社団法人東京ハイヤー・タクシー協会
内 容	防災関係機関の協力のもとに、地域の実情に応じた可能な限りの運行を行う。 この場合、減速走行（一般道路 20km/h 以下、高速道路 40km/h 以下）を行う。

### (3) 混乱防止措置

#### ア 旅客の集中防止

旅客の集中による混乱を防止するため、区、警察署、消防署、各鉄道機関及びバス会社等は、時差退社並びに近距離利用者の徒歩帰宅等の徹底について区民、事業所に対する広報及び指導を行う。

#### イ バスターミナル、タクシー乗り場等の混乱防止

関係機関が協力して、バスターミナル、タクシー乗り場等における旅客の混乱防止にあたる。

## 3 航空機対策

警戒宣言が発令された場合、東京空港事務所に震災対策連絡調整室（総合対策本部）を設置し、関係機関の緊密な連携により活動体制を確立し、空港の混乱防止、空港施設の保安措置等空港内における総合的安全対策を推進すると同時に、航空機の安全で平常な運航を確保するため、次の措置を講じる。

(1) 空港の混乱防止対策

警戒宣言発令時は、新幹線等強化地域を通過する列車の運転中止により、航空機の利用者が増加する可能性があるため、空港内の混乱を防止するため、次の措置をとる。

- ア 空港ビル会社及び各航空会社に規制対策を要請する。
- イ 東京モノレール等の交通機関に対し、駅入場、乗車等の制限措置を要請する。
- ウ 空港警察署に警備を要請する。

(2) 空港施設の保安措置

- ア 航空保安施設及びその他現有施設の機能維持を図るため、巡回・点検を強化する。
- イ 応急措置工事以外の工事は、安全措置を施したうえ中止する。
- ウ ターミナルビル等空港内の施設について、適切な措置をとるよう空港内事業者等を指導する。

(3) 運航対策

警戒宣言が発令された場合、航空機の安全と運航を確保するため、次の措置をとる。

- ア 航空会社に対して航空機自体の保安対策及び乗降客の安全誘導を要請する。
- イ 滑走路、誘導路及びエプロン等の点検を実施する。
- ウ 国の管制機関相互の調整を図る。
- エ 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底を図る。
- オ 緊急輸送基地としての輸送能力を把握し、体制を整える。



## 第6節 学校・病院・福祉施設対策

### 1 学校等

#### (1) 区立小・中学校

区から警戒宣言が発せられた旨の連絡を受けた学校では、直ちに、職員会議を開いて全教職員にこの旨伝達するとともに、次に掲げる事項をふまえて、各学校の防災計画に基づく行動を起こす。

- ・ 区災害対策本部、教育委員会の指示により授業を打ち切り、警戒宣言の解除までは臨時休校の措置をとる。
- ・ 児童・生徒には、学級担任教師から、状況、地震発生時や帰宅に際しての注意及び学校の対応等について説明し、帰宅の準備をさせる。
- ・ 保護者には、家庭緊急連絡網・学校緊急連絡システム等により伝達し、協力を得る。
- ・ 残留となる児童・生徒について把握するとともにそのための準備を進める。
- ・ テレビ、ラジオ等により、各種の情報収集に努める。

#### ア 在校時

##### (ア) 小学校

児童の帰宅にあたっては、それぞれの学校の地域環境の実態をふまえて、あらかじめ保護者に伝達してある計画に従って、保護者又はその代理人に引渡す。保護者等に引渡すまでは学校で保護する。

なお、保護者等に引渡すに当たっての留意点は次のとおりである。

- ・ 学級担任（できれば学年主任とともに）は、引渡しに必ず立合い、引渡し表・出席簿等に必ず確認記入する。
- ・ 保護者が来られない場合の代理人について事前に確認し、帰宅先についても確認する。

##### (イ) 中学校

中学校生徒については、生徒個々に帰宅経過、手段、所要時間等を確認してから同一方向に帰宅する生徒ごとにグループを作り帰宅させる。

なお、心身に障がいのある生徒については、保護者等に引取りに来てもらう。

#### イ 登・下校時

登・下校時における対応については、原則として次による。

- (ア) 登校途中に警戒宣言が発せられたことを、防災行政無線局固定系屋外拡声子局・広報車・消防車・パトカー等による放送で知ったときは、原則として登校し、学校の指示に従う。
- (イ) 下校途中に警戒宣言が発せられたことを知ったときは、速やかに帰宅し、学校と連絡をとる。

#### ウ 校外指導時

(ア) 宿泊を伴う指導時（移動教室、修学旅行）の場合は、強化地域内外を問わず、地元官公署と連絡をとり、現地の対策本部の指示に従うと共に、速やかに学校又は教育委員会への連絡をとるように努める。

(イ) 遠足、社会科見学等の場合は、現地の官公署と連絡をとる一方、学校にも連絡を入れ、原則として即時帰校の措置をとる。ただし、交通機関の運行や道路状況によって帰校することが危険と判断した場合は、できる限り、学校又は教育委員会と連絡をとり、その指示に従う。また、連絡不能の場合は、引率責任者が適宜の措置をとる。

(ウ) 遠足、社会科見学等の場合、現地が強化地域の場合は、現地の官公署等と連絡をとり、その地の警戒本部の指示に従う。学校への連絡は、電話の輻輳により、連絡がとりにくくなることを十分に考慮する。

(エ) 前各号により連絡を受けた学校は、現地の対応状況、学校のとった対応措置を教育委員会に報告すると共に、保護者への周知徹底を図るように努める。

(オ) 帰校後は、在校時の場合と同様の措置をとる。

#### エ 家庭との連絡

学校と家庭との連絡については、電話の輻輳により連絡がとりにくくなることを考慮しながら、家庭緊急連絡網・学校緊急連絡システム等により連絡をとる。

#### オ 残留する児童・生徒の保護

- (ア) 留守家庭等で、保護者に引渡せない児童、帰宅させられない生徒については、学校において保護する。
- (イ) 残留する児童・生徒の保護に必要な人員の確保については、あらかじめ定められた教職員の役割分担により対処する。
- (ウ) 残留する児童・生徒のための飲料水、食糧、寝具類については、あらかじめ予想される員数を把握し、各学校においては、防災備蓄倉庫の備蓄物品を活用する。
- (エ) 残留する児童・生徒の人数等については、速やかに教育委員会に報告する。

#### カ その他の対応策

- (ア) 学校では、児童・生徒を帰宅させた後、水の汲み置き、備品等の転倒、落下防止、火気薬品類による火災防止、消火器及び応急備品の点検、施設設備の点検整備など、被害軽減の手配をする。
- (イ) 学校の周辺的环境、通学路にも気を配り、危険な箇所がある場合は、地震が発生したときの対応を検討しておく。
- (ウ) 警戒宣言が発せられた後、学校が避難所にあてられるところもあり、近隣住民が待避してくることも考えられるので、防災用品のチェックや地域自治会・町会、又は区特別出張所、あるいは区災害対策本部と連絡し、その対応策を整えておく。

#### キ 警戒解除宣言の連絡等

- (ア) 警戒解除宣言は、同報無線、ラジオ、テレビによって得る。
- (イ) 解除後の授業の再開の日時を保護者に連絡する。

#### ク 東海地震注意情報が発令された場合の学校における対応措置

##### (ア) 児童・生徒に対する伝達と指導

学校は、東海地震注意情報が報道機関により報道されたときは、適切な時期に学級指導・ホームルームに授業を切りかえ、東海地震注意情報が発令されたことを伝達し、地震に対する注意事項、警戒宣言解除後又は地震後の授業の再開等について説明し、児童・生徒の安全を図る指導にあたり、警戒宣言が発せられた場合、直ちにあらかじめ定めた下校計画に従って帰宅させるよう準備を整える。

##### (イ) 保護者への周知

東海地震注意情報が報道されると、児童の保護者が直ちに引取りに来校する事態が予想される。

学校においては、東海地震注意報発令時は授業を継続し、警戒宣言が発せられた後に授業を中止して帰宅の措置をとることとしている。

したがって、そのような事態が起こることのないように、学校は平素から、保護者に対して学校の対応策を周知徹底しておくとともに、東海地震注意情報の報道を得た家庭は、水、食糧、救急用品の準備確認、火災防止、家具の転倒防止など地震に対する被害軽減の措置をとりながら、事後の報道に注意し、警戒宣言が発せられた場合に児童を直ちに引取りに出る準備を整えるように連絡しておくことが大切である。

なお、上記のような事前の措置をとっても、東海地震注意情報の報道で保護者が引取りに来校した場合は、校長の責任において臨機の措置をとる。

#### ケ 学校開放時など

校庭開放、スポーツ開放など学校開放中に警戒宣言が発せられ、又は、学校施設の目的外使

用中に警戒宣言が発せられたときは、教職員等はその責任者に伝達、直ちに使用を打切らせ、帰宅させる。

(2) 私立幼稚園、私立専修・各種学校

警戒宣言時等の対応について、計画を作成し、その対応が取れるよう、関係機関は助言、指導する。

(3) 社会教育事業

ア 宿泊をとまなう事業時に警戒宣言が発せられた場合の対応措置は、区立小・中学校の校外指導時の対応措置に準じる。

イ 日帰りのバス見学会、区民スポーツ大会等の事業時における対応措置もアと同様とする。

ウ 日曜日、祝日等に開催する事業時にあつては、区災害対策本部と連絡を取りその指示に従う。

## 2 病院・診療所

(1) 診療態勢

病院及び診療所の外来診療については、医療機関の状況に応じ、可能な限り平常通り診療を行い、このための職員の確保はあらかじめ定められた方法により行う。

入院患者については、担当医師の判断により、退院の許可を与える。

なお、手術、検査については、医師が状況に応じて適切に対処する。

機 関	内 容
保 健 所	保健所業務は、原則として平常通り（可能な限り）行う。（ただし、乳幼児・高齢者等、発災時の混乱に際し、特に危険が予測される者に対しては、来所の自粛を呼びかける。）
医 師 会 (民間病院・診療所)	1 外来診療 医療機関の状況に応じ可能な限り、平常どおり診療を行う。 2 入院患者 退院及び一時帰宅を希望する者には、担当医師の判断により許可を与える。 3 手術、検査等 医師の判断により、日程変更可能な手術、検査は延期する。
大森赤十字病院 (日赤東京都支部)	1 外来診療 (1) 可能な限り診療を行う。 (2) 救急患者の受入態勢を講ずる。 2 入院患者 退院を希望するときは、医師の診断によって退院させる。 3 手術等 手術、分娩中の者については、医師の指示により安全措置を講ずる。

(2) 防災措置

病院又は診療所には、医薬品類等危険なものが多数あるので、発災による被害の防止又は軽減をはかるため、次の防災措置を講ずる。

ア 建物、設備の点検

イ 薬品、危険物の防災措置

ウ 落下物の防止

エ 非常用設備、備品の点検及び確保

オ 職員の分担業務の確認

(3) その他

収集された情報は、患者に不安を与えないよう必要に応じ適宜連絡する。

### 3 福祉施設

区から警戒宣言が発せられた旨の連絡を受けた各施設では、直ちにその旨全職員に伝達するとともに、下記の対応措置を講ずる。

部	対象施設	対応措置
福祉部	入居施設（軽費老人ホーム区立おおもり園、区立特別養護老人ホーム）	<ol style="list-style-type: none"><li>1 園内放送により警戒宣言が発せられた旨入居者に伝達し、冷静な行動をとるよう指導する。</li><li>2 園は、在園者数を把握・確認し、外出者の出先記録を取り保管する。</li><li>3 入居者に対しては、備品等の転倒・落下防止、火気の使用制限、水のくみ置き等、個人防災指導を徹底する一方、園としての防災点検を実施する。</li><li>4 施設の管理受託者は、区施設に準じた措置をとる。</li></ol>
	通所施設 志茂田福祉センター ※上池台障害者福祉会館、くすのき園、 ※うめのき園、しいのき園、※大田福祉作業所、久が原福祉園、南六郷福祉園、新井宿福祉園、池上福祉園、大森東福祉園、大田生活実習所、はぎなか園、つばさホーム前の浦、障がい者総合サポートセンター、※こども発達センターわかばの家(※は分場合)	<p>区立小・中学校における対応措置に準じるほか、次の対応措置を講じる。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 登所時においては、利用者が通所バスに乗車する前に、警戒宣言が発せられたときは、帰宅とし、乗車後においては、原則として施設まで輸送後、在所時の利用者の保護者等への引渡し計画により対処する。</li><li>2 下所時のバス運行中においては、可能な限り通所バスを運行し、保護者にあらかじめ指定してある地点で利用者を保護者に引渡す。 この場合、通常コースによるバス運行が困難なときは、直ちに施設に引返し、以後は、在所時の利用者の保護者等への引渡し計画により対処する。</li><li>3 施設の管理受託者は、区施設に準じた措置をとる。</li></ol>

部	対 象 施 設	対 応 措 置
こども家庭部	児 童 館 こどもの家 フレンドリーおおた	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 在館する児童・保護者に、注意事項も含めて、わかりやすく警戒宣言が発せられた旨伝える。</li> <li>2 行事を実施中であれば中止する。</li> <li>3 各施設は、施設防災計画に基づく防災措置を講じる中で、児童を保護者又はあらかじめ登録してある引取人（以下「保護者等」という。）が引き取りに来るまで、保護する。</li> <li>4 児童の帰宅方法               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 学童保育児及び小学生 区立小学校の在館時の対応措置に準じる。</li> <li>(2) 中学生 職員立会のもとで、入館所名簿の引取人氏名欄に、生徒の氏名、下館時刻を記入させ帰宅させる。</li> </ol> </li> <li>5 館外行事時の対応措置は、区立小・中学校の校外指導時の対応措置に準じる。</li> <li>6 警戒解除宣言が発せられるまでの間、児童は、極力、家庭で保護するよう保護者に依頼するが、保護者がやむを得ない就労のため、保護者が同行して来館した児童は、施設で保護し、下館は、前4項（1）の例による。</li> <li>7 施設の管理受託者は、区施設に準じた措置をとる。</li> </ol>
	子ども家庭支援センター	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 センター来館者に、注意事項も含めて、わかりやすく警戒宣言が発せられた旨伝える。</li> <li>2 相談・コーディネート等を実施中であれば中止する。</li> <li>3 来館者に、保護者同伴ではない児童がいた場合               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 児童及び小学生 児童に保護者等の連絡先を聞き、連絡のうえ、引き取りに来るまで施設で保護する。</li> <li>(2) 中学生以上 職員立会いのもとで、用紙に氏名、住所、下館時刻を記入させ帰宅させる。</li> </ol> </li> <li>4 地域活動スペースの利用者がいた場合は、活動を中止して帰宅させ、警戒解除宣言まで、地域活動スペースの使用を停止する。</li> <li>5 一時保育室を利用する乳幼児がいた場合は施設防災計画に基づく防災措置を講じる中で、保護者又はあらかじめ届け出ている引取人（以下「保護者等」という。）が引き取りに来るまで、保育室で保護する。なお、保護者等にはなるべく早く引き取りに来所してもらうようにする。</li> </ol>
	母子生活支援施設	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 在所者に警戒宣言が発せられた旨を伝え、火気使用上の注意、家具の転倒防止等家庭防災についても周知する。</li> <li>2 児童を一室に集め、母親が帰所するまで保護し、母親が帰所次第、児童を引渡す。</li> </ol>
	保 育 園	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 行事を実施中であれば中止する。</li> <li>2 園児は、施設防災計画に基づく防災措置を講じる中で、保護者又はあらかじめ届け出ている引取人（以下「保護者等」という。）が引取りに来るまで、園で保護する。</li> <li>3 園児の引取り可能な保護者等には、なるべく早く引取りに来園してもらうようにする。</li> <li>4 園児の保護者等への引渡しは、保育園防災の手引きに従う。</li> <li>5 園外保育時の対応措置は、保育園防災の手引きに従う。</li> <li>6 警戒解除宣言が発せられるまでの間における園の対応措置は、保育園防災の手引きに従う。</li> </ol>

## 第7節 映画館・中高層ビル・地下街等対策

(消防署)

映画館・中高層ビル・地下街・区施設等、不特定多数の者の集まる施設について、混乱防止及び安全確保の見地から、下記の措置を講ずる。

### 1 劇場、中高層ビル、地下街等対策

劇場、中高層ビル、地下街等不特定多数の者の集まる施設について、混乱防止及び安全確保の見地から、消防計画等により対応を図るほか、特に不特定多数の者を収容する部分については、災害防止の観点から、次の応急措置について検討又は実施するよう指導する。

#### (劇場、映画館等)

- (1) 火気使用の中止又は制限
- (2) 消防用設備等の点検及び確認
- (3) 避難施設の確認
- (4) 救急措置に必要な資材の準備
- (5) 営業の中止又は自粛（ただし、駅等の混乱状況によっては弾力的な運用を指導する。）
- (6) 施設利用者へ警戒宣言の情報を適切な方法で伝達し、従業員により適切に誘導

#### (中高層ビル)

- (1) 火気使用の中止又は制限
- (2) 消防用設備等の点検及び確認
- (3) 避難施設の確認
- (4) 救急処置に必要な資材の準備
- (5) ビル内店舗については、営業の中止又は自粛
- (6) 店舗等の利用者に対して、ブロックごとに必要な情報の伝達及び時間差を設けての誘導、エレベーター（地震時管制運転装置付を除く。）の運転中止及び避難時の階段利用

#### (地下街)

- (1) 火気使用の中止又は制限
- (2) 消防用設備等の点検及び確認
- (3) 避難施設の確認
- (4) 救急処置に必要な資材の準備
- (5) 地下街店舗については営業の中止又は自粛
- (6) 店舗等の利用者に対して、ブロックごとに必要な情報の伝達及び従業員による誘導の実施

### 2 不特定多数の者が集まる区の施設

警戒宣言時における不特定多数の者の集まる区の施設では、各施設において、防火設備、危険物の点検等、防災点検を行い、施設の安全を確認し、施設の状況に応じて保安要員を確保する。その他施設ごとの対応措置は次による。

部	対象施設	対応措置
総務部	エセナおおた	1 施設利用主催者と協議したうえで、閉室・閉館の措置をとる。 2 施設利用者に警戒宣言が発せられた旨伝え、施設利用の自粛を要請し、状況により臨時休業又は閉館の措置をとる。

部	対 象 施 設	対 応 措 置
地域力推進部	消費者生活センター、平和の森会館、各区民利用施設	1 施設利用主催者と協議したうえで、閉室・閉館の措置をとる。 2 施設利用者に警戒宣言が発せられた旨伝え、施設利用の自粛を要請し、状況により臨時休業又は閉館の措置をとる。
	特別出張所（会議室・集会室）、区民センター（集会室）、文化センター、ライフコミュニティ西馬込、池上会館、新井宿会館、山王会館、田園調布せせらぎ館	1 施設利用主催者と協議したうえで、閉室・閉館の措置をとる。 2 施設利用者に警戒宣言が発せられた旨伝え、施設利用の自粛を要請し、状況により臨時休業又は閉館の措置をとる。
	区民センター（高齢者施設）	1 施設利用者に警戒宣言が発せられた旨伝え、施設利用の自粛を要請し、状況により臨時休業又は閉館の措置をとる。
産業経済部	産業プラザ	1 施設利用主催者と協議の上で、閉室・閉館の措置をとる。 2 施設利用者に警戒宣言が発せられた旨伝え、施設利用の自粛を要請し、状況により臨時休業又は閉館の措置をとる。
	産業支援施設	1 工場内においては、機械装置の運転等地震発生により危険が予想される作業は原則として中止する。
福祉部	老人いこいの家（山王高齢者センターを含む）	1 施設利用者に警戒宣言が発せられた旨伝え、施設利用の自粛を要請し、状況により臨時休業又は閉館の措置をとる。
都市基盤整備部	公園施設等	1 施設利用主催者と協議したうえで、原則として使用を打ち切り、警戒解除宣言まで使用停止又は使用の自粛を要請する。 2 施設利用者に警戒宣言が発せられた旨伝え、原則として施設利用者による使用を打ち切り、警戒解除宣言まで使用停止又は使用の自粛を要請する。 ただし、避難場所になっている公園除く。
教育総務部	図書館	1 施設利用者に警戒宣言が発せられた旨伝え、施設利用者による利用の自粛を要請し、状況によっては、閉館措置をとる。

## 第8節 電話・電報対策（NTT東日本）

### 1 警戒宣言発令の報道開始後の混乱防止措置

区分	内容
電話	警戒宣言が発せられた場合、次の業務及び関連する規程に基づき、通信のそ通等に係る業務を適切に運用する。 1 確保する業務 （1） 防災関係機関等の災害時優先電話からのダイヤル通話 （2） 街頭公衆電話からの通話 2 可能な限りにおいて取扱う業務 （1） 一般加入電話からのダイヤル通話 （2） 防災関係機関等からの緊急な要請への対応 ① 故障修理 ② 臨時電話、臨時専用線等の工事
電報	警戒宣言が発せられた場合、次の業務及び関連する規程に基づき、通信のそ通等に係る業務を適切に運用する。 1 確保する業務 非常、緊急扱い電報

区分	内容
	2 可能な限りにおいて取扱う業務 一般電報の発信及び電話による配達 (強化地域に着信する電報は、遅延承認のものに限る)

## 2 広 報

- (1) 警戒宣言が発せられた時等において通話が輻輳し、一般通信について利用制限等の措置を行った場合、又は会社の業務について変更した場合、次の各号掲げる次項について支店前掲示により、地域のお客様等に広報するとともに、さらに報道機関の協力を得て、テレビ、ラジオ放送、及び新聞掲示等により、広範囲にわたっての広報活動を積極的に実施する。
- ア 通信のそ通状況及び利用制限等の措置状況並びに代替となる通信手段
  - イ 電報の受付及び配達状況
  - ウ 加入電話等の開通、移転等の工事並びに故障修理等の実施状況
  - エ 営業窓口における業務実施状況
  - オ お客様に対し協力を要請する事項（災害用伝言ダイヤルの準備状況を含む）
  - カ その他必要とする事項
- (2) 前項の広報をするに当たり、必要に応じ、報道機関と事前協議等を行い、その的確かつ迅速な実施を可能とする措置を講ずる。

## 3 防災措置の実施

警戒宣言が発せられた場合、大規模地震防災応急対策は、下記のとおり実施する。

- (1) 警戒宣言等の伝達
- (2) 警戒宣言のお客様等への周知
- (3) 対策要員の確保
- (4) 社外機関との協調
- (5) 利用者及び社員等の安全確保
- (6) 地震防災応急対策業務の実施



## 第9節 電気・ガス・上下水道対策

### 1 電気（東京電力パワーグリッド株式会社品川支社）

#### （1）電気の供給

警戒宣言が発せられた場合においても電力の供給は継続する。

#### （2）人員、資機材の確保

##### ア 人員確保

勤務時間内、時間外及び休日におけるあらかじめ定められた動員計画に基づき要員を確保し、警戒体制を整える。

##### イ 資機材の確保

工具、車両、発電機車等を確保し、応急出動に備えるとともに、手持ち資機材の数量確認及び緊急確保を行う。

#### （3）広報活動

テレビ、ラジオ、新聞、ウェブ、SNSおよびインターネット等を通じて行うほか広報車等により直接当該地域へ周知する。

### 2 ガス（東京ガス）

#### （1）ガスの供給

警戒宣言が発せられた場合においても、原則としてガスの製造・供給はそのまま継続することとし地震発生時の二次災害の防止又は軽減を図るための応急措置を、迅速かつ的確に講じ得る全社態勢を確立する。

#### （2）避難等の要請

本社、事業所等の見学者、訪問者等に対して、警戒宣言が発せられた旨を伝達し、避難、帰宅等を要請する。

#### （3）工事等の中断

工事中又は作業中のガス工作物等については、状況に応じて保安措置を講じた上、工事又は作業を中断する。

#### （4）人員、資機材の点検確保

##### ア 人員の確保と配備

勤務時間内、時間外及び休日における、あらかじめ定められた動員計画に基づき、保安要員を確保し、警戒態勢を確保する。

##### イ 資機材の点検・確保

保安通信設備の健全性確認並びに保安電源設備の燃料残量確認及び確保並びに復旧工事用資機材の点検整備を行う。

#### （5）警戒宣言時の需要家に対する広報の内容等

##### ア 広報の内容

- ・不使用ガス栓の閉止の確認
- ・地震発生時のマイコンメータ自動停止，身の安全の確保
- ・地震がおさまった後のマイコンメータ復帰操作

##### イ 広報の方法

- ・広報車等により、広報内容を直接需要家に呼び掛ける。
- ・テレビ、ラジオ等の報道機関に対し、広報内容の報道を要請する。
- ・地方自治体とも必要に応じて連携を図る。

### 3 上水道

#### (1) 上水道の供給

警戒宣言時においても、水は平常通り供給する。

#### (2) 広報活動

発災に備えて「水をくみおく」よう広報する。

項 目		説 明
広 報 内 容	飲 料 水 水洗便所等の生活用水 飲 料 水 の 水 質 貯留水の流出防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ポリタンク、バケツ、その他の容器を利用する。</li> <li>・浴槽などを利用する。</li> <li>・くみおき水は覆蓋等かける。</li> <li>・くみおき容器の転倒防止等くみおき水の流出防止策を講じる。</li> </ul>

	説 明
広 報 の 方 法	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 局ホームページ、局ツイッターで広報を実施する。</li> <li>2 ラジオライフライン災害担当者会議加盟のラジオ各社へ情報提供を行う。</li> <li>3 広報車等で路上広報を実施する。</li> <li>4 指定水道工事店の店頭に掲示の依頼を依頼する。</li> <li>5 区の協力を得て、区の防災行政無線により実施する。</li> </ol>

#### (3) 施設等の保安措置

##### ア 水道施設の保安点検の強化

あらかじめ定めた警戒宣言時保安点検要領に従い実施する。

##### イ 工事中の現場における応急措置等

工事現場においては、工事を一時中止して安全措置を講ずる。また、堀削を伴う工事ですみやかに安全強化措置がとれないものは原則として埋戻しを行う。

なお、当局施設が他企業の工事現場内にある場合は、安全性を相互に確認し、必要に応じ安全強化措置を講ずる。

### 4 下水道

下水道施設等の保安措置については次のとおり行う。

(1) 管きよ、高潮防潮扉、ポンプ所、水再生センター等の施設の被害を最小限に止め、汚水及び雨水の排除に支障の無いよう排水能力の確保に万全を期すため、巡視、点検の強化及び整備を行う。

(2) 下水道工事現場においては、工事を即時中止し、保安態勢の再点検、安全強化措置等を行う。

## 第10節 生活物資対策

### 1 営業継続の要請

大田区商店街連合会を通じ、各商店に対し、営業を継続するとともに適正価格による円滑な供給に努めるよう、協力要請する。

### 2 買占め、売りおしめ防止

大田区商店街連合会を通じ、各商店に対し、買占め、売りおしめをしないよう協力要請する。また、区民に対しても、買い急ぎをしないよう広報する。

## 第11節 金融対策

区の金融機関に対する呼びかけについては、関係機関（関東財務局、日本銀行）の方針に基づき、区内各金融機関代表店に対し次のとおり協力要請を行う。

### 1 各金融機関に対する協力要請

- (1) 原則として、平常どおり営業する。やむをえず業務の一部を中止する場合においても普通預金の払戻し業務については、できるだけ継続する。
- (2) 店頭の顧客及び従業員の安全の確保に十分配慮すること。
- (3) 店頭の顧客に対しては、警戒宣言の発せられたことを直ちに伝達するとともに、その後の来店客に備えて店頭はその旨を掲示すること。

### 2 日本郵便(株)東京支社（郵便局）の方針

- (1) 警戒宣言が発せられた場合、その時点から郵便局における業務の取扱いを停止する。ただし、警戒宣言が郵便貯金等窓口取扱時間内に発せられた場合、ゆうちょ銀行（株）及び日本郵便（株）では、預金者の緊急な資金需要にこたえるための郵便貯金の払戻事務を取り扱う。
- (2) お客さまへの周知  
郵便局窓口のお客さまに対して、警戒宣言の発令を直ちに周知する。
- (3) 防災体制  
ア 金融機関として、お客さま及び社員の安全確保には十分配慮する。  
イ 発災後には、被害の軽減及び取扱事務の円滑な遂行を確保するよう、適切な応急措置をす  
る。

## 第12節 救援・救護対策

### 1 給水態勢

区及び都水道局は、相互に密接な連携を図り、発災後の応急給水が必要となることを考慮して、給水資機材の点検整備等を行う。

### 2 食糧等の配付態勢

区は発災後に被災者に対して食糧等の配付が必要となることを考慮して、備蓄物資の輸送配付を行えるよう準備態勢をとる。

### 3 医療救護態勢

機関別の対応は、次のとおりである。

機 関	内 容
区	1 医療班の編成準備 (1) 救護班携行器材の点検整備 (2) 医師会への編成準備要請
医 師 会	1 発災時に出勤するよう計画されている医師会救護班を必要なとき、速やかに編成できるように準備する。
日赤東京都支部	1 日赤東京都支部は、警戒宣言発令後速やかに救護班の編成を行い出勤準備態勢をとる。 2 医療救護に必要な要員、医療品、器具機材、病床等の準備、その他必要な措置を講じる。

## 4 輸送車両の確保

(1) 区は備蓄物資及び調達物資等の輸送が必要になることを考慮して、次により車両の確保をはかる。

### ア 庁有車の確保

(ア) 待機中の車は即時確保する。

(イ) 運行中の車は次により確保する。

a 目的地に到着した車は、すみやかに帰庁する。

b 目的地へ行く途上にある車については、原則として、即時帰庁する。

### イ 民間車両の確保

区は東京都トラック協会大田支部及び城南運送事業協同組合との災害時協定に基づき、万々に備え、連絡を密にする。

(2) 東京都トラック協会大田支部及び城南運送事業協同組合は、区長の要請に応じられるよう、あらかじめ定められた方法により車両の調達準備をする。

## 第13節 避難対策

### 1 避難指示

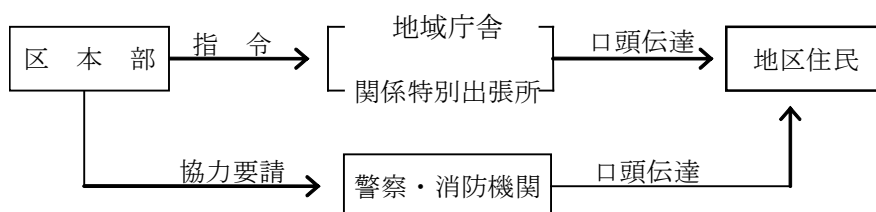
警戒宣言が発せられた場合、区があらかじめ危険地域として避難対象地区に選定した地区住民に対して、次により避難指示を行い、原則として、あらかじめ指定してある避難所へ避難させる。

#### (1) 伝達方法

避難対象地区住民に対する避難指示は、その付近の対象地区以外の住民等への影響を考慮して、警察、消防機関の協力を求めて、原則として、戸別に口頭にて伝達する。

#### (2) 伝達系統

避難指示の伝達系統は、次のとおりとする。



### 2 避難所開設にともなう対応措置

(1) 避難所は、対象地区の近くにある区立小・中学校を中心に本部長が指定している施設又は指定する施設をあてる。

(2) 避難所を開設したときは、区は、その状況を都福祉保健局及び地元警察署、消防署、水道局等関係機関に連絡する。

### 3 避難所の運営

(1) 避難所の管理及び運営を円滑に行うため、区は必要な職員を避難所に配置する。

(2) 避難所の開設・運営は、避難者及び自治会・町会等（以下「避難者等」という。）の協力を得て、区の責任において行う。

(3) 避難所開設・運営の初期段階の混乱が落ち着いてきた時点では、早期に避難者等の代表からなる自主運営組織（避難所運営連絡会）を立ち上げ、その組織を中心に避難所の運営を行う。

〔第2部第5編第2章応急対策第4節 避難所の開設、管理運営 P198を準用〕

#### 4 避難対象地区の警戒、警備

避難者が避難したあとの避難対象地区については、当該地区を管轄する地元警察署が中心になって防犯等の警戒、警備に当たる。

## 第5章 区民・事業所等のとるべき措置

東海地震は、現時点においてその発生を予知し得る唯一の地震とされている。そして、地震注意情報、予知情報の発表、警戒宣言の発令等の際に、国、都・市町村をはじめとする各防災機関が一体となって、被害の軽減と社会的混乱の防止が図られるよう、事前にその対策を定め、施策の推進を図るものである。

しかし、これらの機関の行う防災活動のみで被害軽減や社会的混乱防止を図ることには、限界がある。区民・自主防災組織・事業所が、それぞれの立場で防災活動を行い、その活動と行政とが連携をとることによって、はじめて防災活動は総合力を発揮し得るものである。その意味から区民又はその家族が自らを守る「自助」、近隣との地域コミュニティによる「共助」の二つの理念を、区民一人ひとりが理解したうえ、区民・自主防災組織・事業所が、日頃から災害に対する備えをしておくことが必要である。

本章においては、区民、防災市民組織及び事業所が、平常時から警戒宣言が発せられたときにとるべき行動基準を示すものとする。

### 第1節 区民のとるべき措置

#### 1 平常時

- (1) 東海地震の発災に備え、地域内の危険箇所を点検・把握し、避難方法について確認する。
- (2) 消火器具など防災用品を準備する。
- (3) 家具類の転倒防止や窓ガラス等の落下防止を図る。
- (4) ブロック塀の点検補修など、家の外部についても安全対策を図る。
- (5) 水（1人1日分の最低必要量3ℓ）及び食料の3日分程度の備蓄、並びに医薬品・携帯ラジオなど非常持出用品を準備する。
- (6) 家族で対応措置を話し合う。
  - ア 注意情報発表時、警戒宣言発令時、地震発生時における役割分担、避難や連絡方法などをあらかじめ決めておく。
  - イ 警戒宣言発令時には、電話がかかりにくくなるので各自の行動予定を話し合っておく。
- (7) 防災訓練や防災事業へ参加する。

区・消防署、自主防災組織等が行う防災訓練や防災事業へ積極的に参加し、防災に対する知識、行動力を高める。
- (8) 要配慮者がいる家庭は、差し支えがない限り事前に住民組織や消防署・交番等に伝えておく。

#### 2 注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまで

- (1) テレビ、ラジオ等の情報に注意する。
- (2) 家族で避難、連絡方法など行動予定を確認する。
- (3) 電話の使用を自粛する。
- (4) 自動車の利用を自粛する。

#### 3 警戒宣言が発せられたときから発災まで

- (1) 情報の把握を行う。
  - ア 区の防災信号（サイレン）を聞いたときは、直ちにテレビ、ラジオのスイッチを入れ、情報を入手する。
  - イ 都・区・警察・消防等防災機関の情報に注意する。
  - ウ 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、隣り近所に知らせ合う。

- (2) 火気の使用に注意する。
  - ア ガス等の火気器具類の使用は最小限に止め、いつでも消火できるようにする。
  - イ ガスメーターコックの位置を確認する。（避難するときは、ガスメーターコック及び元栓を閉める。）
  - ウ 使用中の電気器具（テレビ、ラジオを除く。）のコンセントを抜くとともに、安全器又はブレーカーの位置を確認する。（避難するときは、ブレーカーを遮断する。）
  - エ プロパンガスボンベの固定措置を点検する。
  - オ 危険物類の安全防護措置を点検する。
- (3) 消火器、消火用水を確認するとともに、浴槽等に水をためておく。
- (4) テレビや家具の転倒防止措置を確認し、棚の上の重いものを降ろす。
- (5) ブロック塀等を点検し、危険箇所はロープを張るなど、人が近づかないような措置をとる。
- (6) 窓ガラス等の落下防止を図る。
  - ア 窓ガラスに荷造り用テープを貼る。
  - イ ベランダの植木鉢等を片付ける。
- (7) 飲料水、生活用水等の汲み置きをする。
- (8) 食料、医薬品、防災用品を確認するとともに、すぐに持ち出せるよう取りまとめておく。（非常持出品の準備）
- (9) 火に強く、なるべく動きやすい服装にする。
- (10) 電話の使用を自粛する。特に、役所や放送局、鉄道会社、学校等への電話による問い合わせを控える。
- (11) 自家用車の利用を自粛する。
  - ア 路外に駐車中の車両は、できる限り使用しない。
  - イ 路上に駐車中の車両は、速やかに空き地や駐車場に移す。
  - ウ 走行中の自家用車は、目的地まで走行したら後は車を使わない。
- (12) 幼児、児童の行動に注意する。
  - ア 幼児、児童は狭い路地やブロック塀などの付近に近づかないようにする。
  - イ 幼児、児童、生徒が登園、登校している場合は、園、学校との事前の打合わせに基づいて引き取りに行く。
- (13) 冷静に行動し、不要不急の外出、旅行は見合わせる。
- (14) エレベーターの使用は避ける。
- (15) 近隣相互間の防災対策を再確認する。
- (16) 不要な預貯金の引き出しを自粛する。
- (17) 買い急ぎをしない。

## 第2節 防災市民組織等のとるべき措置

### 1 平常時

- (1) 東海地震の発災に備え、地域内の危険箇所を点検・把握するとともに、避難方法についても地域住民等に周知しておく。
- (2) 情報の収集・伝達体制を確立する。
  - ア 区及び防災機関から出された情報を、正確かつ迅速に地域住民に伝達する体制を確立する。
  - イ 地区ごとに、収集伝達すべき情報を定めておく。
- (3) 防災に関する知識の普及や出火防止の徹底を図る。
- (4) 初期消火、救出・救護、避難など各種訓練を実施する。
- (5) 消火、救助、炊き出し資器材等の整備・保守及び非常食の備蓄を図る。
- (6) 地域内の要配慮者の把握に努め、災害時の支援体制を整えておく。行政、地域内事業所等と

の連携・協力について検討・推進する。

## 2 注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまで

- (1) テレビ、ラジオ等の情報に注意する。
- (2) 地区内住民に必要な措置及び冷静な行動を呼びかける。
- (3) 強化地域においては、津波到来に備え、観光客等に対する避難誘導措置を確認又は準備する。

## 3 警戒宣言が発せられたときから発災まで

- (1) 区等からの情報を地区内住民に伝達する。
- (2) 防災市民組織本部を設置し、それぞれの任務を確認する。
- (3) 強化地域における津波危険予想地域からは、あらかじめ定められた避難場所に避難誘導する。
- (4) 地区内住民にとるべき措置を呼びかける。
- (5) 軽可搬消防ポンプ、燃料等の点検整備を行い、出動態勢の準備を行う。
- (6) 街頭設置の消火器の点検、消火用水の確保を行う。
- (7) 高齢者や病人の安全に配慮する。
- (8) がけ地、ブロック塀などの付近で遊んでいる幼児、児童等に対して注意する。
- (9) 救急医薬品等を確認する。
- (10) 食料、飲料水及び炊出し用品等の確保並びに調達方法の確認を行う。

## 4 その他

その他防災市民組織が結成されていない地域にあつては、町会、自治会組織等が前記に準じた行動を行う。

# 第3節 事業所のとるべき措置

## 1 平常時

- (1) 計画宣言発令時の対応措置に関して、消防計画、事業所防災計画等を作成する。
- (2) 従業員等に対する防災教育を実施する。
- (3) 自衛消防訓練を実施する。
- (4) 情報の収集・伝達体制を確立する。
- (5) 事業所の耐震性の確保及び施設内の安全対策を実施する。
- (6) 水・食料・医薬品その他必需品を備蓄する。

## 2 注意報発表時から警戒宣言が発令されるまで

- (1) テレビ、ラジオ等により正確な情報を入手する。
- (2) 自衛消防組織等自主防災体制を確認する。
- (3) 地震防災応急計画、消防計画、事業所防災計画等に基づき警戒宣言時のとるべき措置を確認又は準備する。
- (4) 強化地域においては、津波到来に備え、従業員・観光客等に対する避難誘導措置を確認又は準備する。
- (5) その他状況により、必要な防災措置を行う。

## 3 警戒宣言が発せられたときから発災まで

- (1) 自衛消防組織の編成、防災要員の動員及び配備等の警戒態勢を確立する。
- (2) テレビ、ラジオ等により必要な情報を正確に入手し、顧客・従業員等に迅速かつ正確に伝達する。特に、強化地域においては、顧客・従業員等の安全を第一に、津波にかかる情報を、事



前に定めた伝達手段により、迅速に伝える。百貨店等不特定多数の者を収容する施設においては、顧客等の混乱防止に留意する。

- (3) 指示、案内等にあたっては、予想震度、施設の立地条件、耐震性、利用状況等により施設ごとに判断し、顧客、従業員等が適正な行動等がとれるようにする。この場合、高齢者や障がい者等の安全に留意する。
- (4) 区民生活の確保と混乱防止のため、各事業所は極力営業を継続するものとし、特に食料品等生活関連物資を販売（取扱）する事業所（施設）については原則として営業を継続する。ただし、不特定多数の者を収容する劇場、映画館及び高層ビル・地下街等の店舗にあつては混乱防止のため原則として営業の中止又は自粛を検討する。
- (5) 火気使用設備、器具等地震発生により出火のおそれがある機器は、原則として使用を中止しやむを得ず使用する場合は最小限とし、かつ必要な安全措置を講じる。また、薬品等の混触発火及び危険物の流出、漏えい防止のための措置を確認する。
- (6) 建築物の防火又は避難上重要な施設及び消防用設備等を点検し、使用準備（消火用水を含む。）等の保安措置を講ずる。
- (7) 商品、設備器具及び窓ガラス等の転倒落下、破損防止措置を確認する。
- (8) 不要不急の電話（携帯電話を含む。）の使用は中止するとともに、特に都・区・警察・消防・放送局・鉄道等に対する問い合わせを控える。
- (9) バス、タクシー、生活物資輸送車等都民生活上必要な車両以外の車両の使用はできる限り制限する。
- (10) 救助、救急資機材及び飲料水、非常食料、医薬品、照明器具等応急対策の実施に必要な資器材を配備する。
- (11) 建築工事・ずい道工事及び金属溶融作業、高速回転機械の運転等地震発生により危険が予想される作業は原則として中止し、応急補強等必要な措置を講ずる。
- (12) 一般事業所の従業者は極力平常どおりの勤務とするが、特に退社させる必要がある場合、従業者数、最寄り駅及び路上の混雑状況、警戒宣言が発せられた時刻等を考慮し、安全を確認したうえで時差退社させるものとする。ただし、近距離通勤者にあつては徒歩等によるものとし、原則として交通機関は利用しない。

## 第2編 南海トラフ巨大地震の被害想定概要

平成24年8月、国の中央防災会議が「南海トラフ巨大地震の被害想定」を発表した。  
また、平成25年5月、東京都防災会議は「南海トラフ巨大地震等による東京の被害想定」を発表した。  
本編では、想定概要と、本区において最も影響の大きいパターンについて、示す。

### 1 南海トラフ地震と被害の概要（中央防災会議による想定）

#### (1) 地震・津波の性格

東日本大震災を通じて得たデータを含め、最新の科学的知見に基づき、発生しうる最大クラスの地震・津波を推計する。

発生時期を予測することはできないが、その発生頻度は極めて低いものである。

想定にあたり検討したケースは11パターンである。それぞれ、破壊開始点やすべり域の設定等が異なっている。おおむね「駿河湾～九州沖」を破壊開始点としている。

#### (2) 被害の概要 ※ 被害等の数値は最大値を示す

- マグニチュード 9.1
  - 震度 7の地域 10県 151市町村（概ね東海～九州の沿岸部）  
6強の地域 21府県 239市町村（概ね東海～九州の内陸部）
  - 死者 323,000人（茨城から沖縄までの30都府県）
    - ・ 死者が多数発生する地域  
静岡 109,000人 和歌山 80,000人 高知 49,000人  
三重 43,000人 宮崎 42,000人 など
  - 全壊建物
    - ・ 建物倒壊が多数発生する地域  
愛知 380,000棟 静岡 319,000棟 三重 239,000棟  
高知 239,000棟 大阪（火災による被害大）337,000棟 など
  - 最大津波高 高知県黒潮町 34m 静岡県下田市 33m
  - 津波到達時間 最短：和歌山県串本町2分 最長：3時間半以上
  - 浸水面積 1,015 k m<sup>2</sup>（都の面積の半分）
    - ・ 1m以上の浸水 602 k m<sup>2</sup>
    - ・ 2m以上の浸水 372 k m<sup>2</sup>
- <（参考）津波高から想定される被害>  
高さ1mの津波・・・巻き込まれた人は全員死亡  
高さ2mの津波・・・木造家屋の半数が全壊

## 2 大田区への影響

### (1) 概要

被害等	中央防災会議想定	東京都防災会議想定
最大震度	5強	5強
最大津波高	2.1m	2.37m
津波到達時間	200分	204.5分
浸水面積	30ha ※河川敷のみ浸水する。内陸部の浸水想定はない。	・津波浸水域等詳細図に詳細の記載なし。 ・区内の一部（河川敷等）は浸水するが、元禄型関東地震を下回る想定である。
人的・物的被害	・死者は発生しない。 ・都道府県単位で想定されているため、区市町村別の詳細な内訳は不明である。	・詳細な記載なし。 ・人的被害は限定的であり、首都直下地震の想定結果を大きく下回ると想定される。

### (2) 被害見込み

東京湾北部地震の被害想定を上回る被害の見込みはない。